

凡例 本調書に用いる略称は次のとおりです。

法人:社会福祉法人

法:社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

一般法人法:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)

令:社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)

規則:社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)

認可通知:「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知)

審査基準:認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」

定款例:認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」

審査要領:「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知)別紙「社会福祉法人審査要領」

徹底通知:「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知)

入札通知:「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)

会計省令:社会福祉法人会計基準(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)

運用上の取扱い:「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)

留意事項:「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知)

ガイドライン:「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

経営組織:「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」の改訂について(平成 28 年 11 月 11 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」

経営組織Q&A:「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について(平成 28 年 11 月 11 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)による「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A

指導監査Q&A:社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(平成 29 年 7 月 11 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A」の送付について)別添)

指導監査Q&A(vol.2):社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.2)(平成 29 年 9 月 26 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.2)」の送付について)別添)

指導監査Q&A(vol.3):社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.3)(平成 30 年 4 月 16 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.3)」の送付について)別添1)

定款変更Q&A:「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関するQ&A」(平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」別紙)

令和4年度市川市社会福祉法人指導監査調書

ふりがな							
法人名							
理事長氏名				令和 年 月 日就任(重任)			
				令和 年 月 日登記			
主たる事務所の 所在地	(〒)						
	TEL					Eメール	@
	FAX						
社会福祉法人としての 設立認可年月日	年 月 日		社会福祉法人としての 設立登記年月日		年 月 日		
資産の総額				令和 年 月 日変更			
				令和 年 月 日登記			
資料作成者	職 名			氏 名			

前回指導監査の指摘事項についての改善状況

(前回指導監査日 年 月 日)

指 摘 事 項	現在までの改善状況（未改善の場合はその理由）

※ 文書指摘のあった事項について記入してください。

指 導 監 査 事 項				自主点検欄				
				適	不適	非該当		
指導監査事項欄に貴法人の状況を記入するとともに、自主点検欄の該当する□に✓を入れてください。 適切に行われているとき⇒「適」。適切に行われていないとき⇒「不適」。設問の事例に該当しないとき⇒「非該当」。								
I 法人運営								
1 定款								
1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されていますか。								
○定款に記載された内容が事実と反するものになっていませんか。				☐	☐			
＜法第31条第1項各号に定める事項の記載の状況＞								
記載事項		有無	記載事項		有無	記載事項	有無	
目的			役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の定数その他役員に関する事項			公益事業の種類		
名称			理事会に関する事項			収益事業の種類		
社会福祉事業の種類			会計監査人に関する事項			解散に関する事項		
事務所の所在地			資産に関する事項			定款の変更に関する事項		
評議員及び評議員会に関する事項			会計に関する事項			公告の方法		
2 定款の変更が所定の手続を経て行われていますか。								
○定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われていますか。				☐	☐	☐		
特別決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合)以上に当たる多数をもって行う必要があります(法第45条の9第7項第3号、法第45条の36第1項)。								
○定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われていますか(認可が不要とされる事項の変更については所轄庁に届出を行っていますか)。				☐	☐	☐		
定款に記載された事項の変更のうち、所轄庁の認可を要さない(所轄庁への届出で足りる)事項は、法第31条第1項に定める事項のうち、事務所の所在地(第4号)の変更、資産に関する事項(第9号)の変更(基本財産が増加する場合に限る。)及び公告の方法(第15号)の変更のみであり(規則第4条)、これら以外の事項の変更については、軽微な変更であっても所轄庁の認可が必要です。								
＜定款変更の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで(但し、新しい順に4件))＞								
	1	2	3	4				
理事会の開催年月日								
評議員会の開催年月日								
変更の趣旨(摘要)								
定款変更認可日又は届出日								
3 定款が、法令に従い、備置き・公表されていますか。								

指 導 監 査 事 項				自主点検欄										
				適	不適	非該当								
社会福祉法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き(法第34条の2第1項)及び公表(法第59条の2第1項第1号)が法人に義務付けられています。なお、公表の範囲については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分(例:公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある母子生活支援施設や婦人保護施設等の所在地)は除かれます。 ○定款を事務所に備え置いていますか。 定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要がありますが、定款が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機(パソコン)に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、従たる事務所については備置きが不要となります(法第34条の2第1項、第4項、規則第2条の5)。 ○定款の内容をインターネットを利用して公表していますか。 定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページへの掲載により行うものとされていますが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(WAM NET)に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表を行ったものとみなされます(規則第10条第1項、第2項)。 ○公表している定款は直近のものですか。 <定款の公表状況(インターネット)> <table><tr><td>公表サイトの種別</td><td></td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td>公表サイトのURL</td><td colspan="3">http://</td></tr></table> ⇒参照(法令に定める情報の公表の状況一覧)				公表サイトの種別		名称		公表サイトのURL	http://			☐	☐	
公表サイトの種別		名称												
公表サイトのURL	http://													
2 内部管理体制 ⇒特定社会福祉法人(※)は、別紙①「2 内部管理体制」をご記入ください。 ※リンク(別紙①内部管理体制) ※最終会計年度に係る法人単位事業活動計算書のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人をいいます。以下同じ。				別紙	☐									
3 評議員・評議員会 (1)評議員の選任 1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていますか。 ○定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任されていますか(法第39条)。 ・評議員の選任の手続において、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明していますか。 <直近の評議員選任の状況> <table><tr><td>選任日</td><td></td><td>選任方法</td><td></td></tr></table>				選任日		選任方法		☐	☐					
選任日		選任方法												
2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていませんか。														

指 導 監 査 事 項		自主点検欄																										
		適	不適	非該当																								
評議員会は、役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関です。そして、その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由として定められる(法第40条第1項)とともに、当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができないこと(法第40条第2項)、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することができないこと(法第40条第4項、第5項)等が定められています。																												
○欠格事由に該当する者が選任されていませんか(法第40条第1項、審査基準第3の1の(5))。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">欠 格 事 由 に 該 当 す る 者</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		欠 格 事 由 に 該 当 す る 者		有無	①	法人		②	精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		③	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者		④	③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者		⑤	所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員		⑥	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者		☐	☐				
欠 格 事 由 に 該 当 す る 者		有無																										
①	法人																											
②	精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者																											
③	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者																											
④	③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者																											
⑤	所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員																											
⑥	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者																											
○当該法人の役員又は職員を兼ねていませんか(法第40条第2項)。		☐	☐																									
○評議員のうちに、当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれていませんか(法第40条第4項及び第5項、規則第2条の7、第2条の8)。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各 評 議 員 又 は 各 役 員 と 特 殊 の 関 係 が あ る 者</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>配偶者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3親等以内の親族</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">③ 厚生労働省令で定める</td> <td>1 各評議員又は各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 各評議員又は各役員の使用人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 各評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 2又は3の配偶者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 1～3の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 各評議員又は各役員が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の数が、その総数の3分の1を超える場合に限る。) (注)法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。以下、この号において同じ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		各 評 議 員 又 は 各 役 員 と 特 殊 の 関 係 が あ る 者		有無	①	配偶者		②	3親等以内の親族		③ 厚生労働省令で定める	1 各評議員又は各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者		2 各評議員又は各役員の使用人		3 各評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者		4 2又は3の配偶者		5 1～3の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者		6 各評議員又は各役員が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の数が、その総数の3分の1を超える場合に限る。) (注)法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。以下、この号において同じ。		7 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)		☐	☐	
各 評 議 員 又 は 各 役 員 と 特 殊 の 関 係 が あ る 者		有無																										
①	配偶者																											
②	3親等以内の親族																											
③ 厚生労働省令で定める	1 各評議員又は各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者																											
	2 各評議員又は各役員の使用人																											
	3 各評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者																											
	4 2又は3の配偶者																											
	5 1～3の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者																											
	6 各評議員又は各役員が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の数が、その総数の3分の1を超える場合に限る。) (注)法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。以下、この号において同じ。																											
	7 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)																											

指 導 監 査 事 項				自主点検欄		
				適	不適	非該当
者	8	次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。以下、この号において同じ。)(次の団体のうち、同一の団体の職員である当該法人の評議員の数が、その総数の3分の1を超える場合に限り。 ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人				
※租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上表と同一ではないため留意が必要です。						
※上表③の8に該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の評議員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らし適当でないので差し控えることとされています(審査基準第3の1の(1))。						
○社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていませんか(審査基準第3の1の(1)但書)。				☐	☐	
社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえませんが、役員と同様に、評議員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たるものと考えられます(法第109条第5項(役員に関する規定)参照)。						
○実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていませんか(審査基準第3の1の(3))。				☐	☐	
○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていませんか(審査基準第3の1の(4))。				☐	☐	
評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではありません。						
○暴力団員等の反社会的勢力に属する者が評議員となっていないですか(審査基準第3の1の(6))。				☐	☐	
法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできません。						
＜評議員の選任に際し確認すべき事項に関する書類の状況＞						
法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。確認方法としては、履歴書、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありませんが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられます。						
また、法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従います(法第38条)。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点(承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時)から評議員となるため、評議員の役割の重要性に鑑み、法人において、この就任の承諾を証すべき文書として、就任承諾書を保存しておく必要があります。						
確認書類		有無	確認事項	有無	確認事項	有無
履歴書			欠格事由に該当する者でないことについて		反社会的勢力に属する者でないことについて	
就任承諾書			特殊の関係がある者でないことについて		その他 ()	
3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっていますか。						
○評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えていますか(法第40条第3項)。				☐	☐	
ここにいう評議員の「数」は「現在数」をいうのであって、「定款で定めた評議員の員数」が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではありません。						
定款で定めた評議員の員数		評議員の現在数		定款で定めた理事の員数		理事の現在数

指 導 監 査 事 項				自主点検欄																		
				適	不適	非該当																
(2) 評議員会の招集・運営																						
1 評議員会の招集が適正に行われていますか。																						
○評議員会の招集通知を期限までに評議員に発していますか。 理事は評議員会の日の1週間(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに招集通知を発しなければなりません(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項)。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(法第45条の32第1項)との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する必要があります。				☐	☐																	
電磁的方法(メール等)で通知する場合には評議員の承諾を得なければなりません(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第2項)。																						
○招集通知に記載しなければならない事項を、理事会の決議によって定めて通知していますか(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項、第182条第3項)。				☐	☐																	
＜評議員会の招集事項に係る理事会決議及び招集通知への記載の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)＞																						
<table><tr><th colspan="2">招集通知に記載しなければならない事項</th><th>招集事項の決議 (両方該当するときは上位の項目を選択)</th><th>通知</th></tr><tr><td>①</td><td>評議員会の日時及び場所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>評議員会の目的である事項がある場合は当該事項</td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)</td><td></td><td></td></tr></table>				招集通知に記載しなければならない事項		招集事項の決議 (両方該当するときは上位の項目を選択)	通知	①	評議員会の日時及び場所			②	評議員会の目的である事項がある場合は当該事項			③	評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)					
招集通知に記載しなければならない事項		招集事項の決議 (両方該当するときは上位の項目を選択)	通知																			
①	評議員会の日時及び場所																					
②	評議員会の目的である事項がある場合は当該事項																					
③	評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)																					
⇒参照(理事会決議一覧)																						
○定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されていますか。 定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならず(法第45条の9第1項)、また、計算書類等については、毎年6月末日までに定時評議員会の承認を受けた若しくは定時評議員会に報告した上で、所轄庁に届出をしなければなりません(第45条の30、第45条の31、第59条第1項)。 なお、定時評議員会の開催時期については、定款に具体的に記載されることが望ましいものであり、当該時期を定款に記載した場合には、当該時期までに開催される必要があります(定款例第11条参照)。				☐	☐																	
＜定時評議員会及び臨時評議員会の招集及び開催の状況(各直近2回分)＞																						
<table><tr><th>定時評議員会の開催日</th><th>招集通知方法及び通知日</th><th>臨時評議員会の開催日</th><th>招集通知方法及び通知日</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				定時評議員会の開催日	招集通知方法及び通知日	臨時評議員会の開催日	招集通知方法及び通知日															
定時評議員会の開催日	招集通知方法及び通知日	臨時評議員会の開催日	招集通知方法及び通知日																			
2 決議が適正に行われていますか。																						
○決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われていますか。 普通決議にあつては、議決に加わることのできる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上)が出席しその過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上)をもって、特別決議にあつては、議決に加わることのできる評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合)以上に当たる多数をもって、それぞれ行う必要があります(法第45条の9第6項、第7項)。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員(法第45条の9第8項)は含まれません。				☐	☐																	

指 導 監 査 事 項						自主点検欄					
						適	不適	非該当			
○決議が必要な事項について、決議が行われていますか。 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項のうち、あらかじめ理事会決議で定められた事項に限り行うことができます(法第45条の8第2項、第45条の9第9項)。法令に定める評議員会の決議が必要な事項は下表①～⑨の通りです。 <評議員会の決議の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)> ⇒参照(別紙③評議員会開催状況)						☐	☐				
番号	評議員会の決議が必要な事項	決議の内容 (複数該当するときは最上位の項目を選択)	番号	評議員会の決議が必要な事項	決議の内容 (複数該当するときは最上位の項目を選択)						
①	役員等(理事、監事又は会計監査人をいう。以下同じ。)の選任(法第43条第1項)及び解任(法第45条の4第1項、第2項)		⑥	定款の変更(法第45条の36第1項)							
②	役員等及び評議員の責任の免除(法第45条の22の2において準用する一般法人法第112条(総評議員の同意が必要。))並びに役員等の責任の一部免除(法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項)		⑦	解散(法第46条第1項第1号)							
③	計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)並びに財産目録の承認(法第45条の30第2項、規則第2条の40第1項)		⑧	合併契約の承認(法第52条、第54条の2第1項、第54条の8)							
④	役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として法人から受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の承認(第45条の35第2項)		⑨	社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項)							
⑤	理事及び監事の報酬等の額の決定(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)		⑩	定款で定めた事項 ()							
上表の「決議の内容」欄で、「□案件あるも議案にせず」を選択した事項については、⇒別紙⑥「議案にしなかった案件」にご記入ください。									別紙	☐	
○上記のうち、特別決議は必要数の賛成をもって行われていますか(法第45条の9第7項)。									☐	☐	☐
特別決議が必要な事項		決議の内容 (複数該当するときは最上位の項目を選択)	特別決議が必要な事項		決議の内容 (複数該当するときは最上位の項目を選択)						
①	監事の解任(法第45条の4第1項)		④	解散(法第46条第1項第1号)							
②	役員等の責任の一部免除(法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項)		⑤	合併契約の承認(法第52条、第54条の2第1項、第54条の8)							
③	定款の変更(法第45条の36第1項)										
○決議について特別の利害関係を有する評議員が、議決に加わっていませんか(法第45条の9第8項)。 評議員会決議に係る特別の利害関係とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務(法第38条、民法第644条)を履行することが困難と認められる利害関係を意味します。						☐	☐				
○決議について特別の利害関係を有する評議員がいるかを、決議を行う前に確認していますか。						☐	☐				

指 導 監 査 事 項		自主点検欄												
		適	不適	非該当										
	開催された評議員会に関する事項(規則第2条の15第3項) (複数該当するときは最上位の項目を選択) ① 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員又は役員等が参加した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。) ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言がある時は、その意見又は発言の内容の概要 1 監事による、監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見(法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第1項) 2 監事を辞任した者による、監事を辞任した旨及びその理由(辞任後最初に開催される評議委員会に限る。法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第2項) 3 会計監査人による、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見(法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第4項) 4 会計監査人を辞任した又は解任された者による、会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見(解任後又は辞任後最初に開催される評議委員会に限る。同上) 5 監事による、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときの調査結果(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条) 6 監事による、監事の報酬等についての意見(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第3項) 7 会計監査人による、法人の計算書類及びその附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1項) 8 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第2項) ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称(監査法人の場合) ⑥ 議長の氏名(議長が存する場合) ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名													
・次の表は、当該提案について議決に加わることのできる評議員全員の同意により、評議員会の決議を省略した場合のみ、ご回答下さい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の事項(規則第2条の15第4項第1号)</th> <th>記載の有無 (両方該当するときは「□なし」を選択)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② ①の事項の提案をした者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 評議員会の決議があったものとみなされた日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・次の表は、理事の評議員会への報告を省略した場合のみ、ご回答下さい。					評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の事項(規則第2条の15第4項第1号)	記載の有無 (両方該当するときは「□なし」を選択)	① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容		② ①の事項の提案をした者の氏名		③ 評議員会の決議があったものとみなされた日		④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	
評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の事項(規則第2条の15第4項第1号)	記載の有無 (両方該当するときは「□なし」を選択)													
① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容														
② ①の事項の提案をした者の氏名														
③ 評議員会の決議があったものとみなされた日														
④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名														

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
理事の評議員会への報告を省略した場合(報告があったとみなされた場合)の事項(規則第2条の15第4項第2号) 記載の有無 (両方該当するときは「□なし」を選択)				
①	評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容			
②	評議員会への報告があったものとみなされた日			
③	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名			
○議事録を、法令に従い、事務所に備え置いていますか。 評議員会議事録の事務所への備置きについては、評議員会の日から、主たる事務所にあっては10年間、従たる事務所にあってはその写しについて5年間行われる必要があります(法第45の11第2項、第3項本文)。 ○評議員会の決議があったものとみなされた場合(決議を省略した場合)に、当該事項について議決に加わることができる評議員全員の同意の書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、法人の主たる事務所に備え置いていますか(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第2項)。 ○定款に議事録署名人(議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。以下同じ。)が定められている場合、定款に従ってその署名又は記名押印がなされていますか。 法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はありませんが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましいこととされています(定款例第14条参照)。		□	□	
4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われていますか。 決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類及びその附属明細書(以下「計算関係書類」といいます(規則第2条の25第2項第1号。))並びに財産目録(左3者を、以下「計算関係書類等」と総称します。)を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法第59条)。 計算関係書類等を所轄庁に提出するにあたっては、理事会の承認を受け(法第45条の28第3項、規則第2条の40第2項)、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けなければなりません(法第45条の30第2項、規則第2条の40第1項)。 ただし、会計監査人設置法人については、理事会の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件(※)に該当する場合には、定時評議員会においてその内容を報告することで足り(法第45条の31)。理事会の承認を受けた財産目録が同要件に該当する場合も同様です(規則第2条の40第1項、第2項)。 ※厚生労働省令で定める要件とは、次の①から③のいずれにも該当することをいいます(規則第2条の39)。 ①計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること。 ②会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。 ③計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと。 計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければなりません(法第45条の28第1項、規則第2条の40第2項)。 会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければなりません(法第45条の28第2項第1号、規則第2条の40第2項)。		□	□	□
○計算関係書類等について、監事の監査を受けていますか。		□	□	

指 導 監 査 事 項		自主点検欄														
		適	不適	非該当												
○会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けていますか。		☐	☐	☐												
○計算関係書類等について、理事会の承認を受けていますか。		☐	☐													
○定時評議員会の招集の通知に際し、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び監査報告を提供していますか(法第45条の29、第2条の40第2項)。		☐	☐													
○計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けていますか(会計監査人設置法人であって厚生労働省令で定める要件に該当する場合を除く。)		☐	☐	☐												
○計算書類及び財産目録の内容について、定時評議員会に報告していますか(会計監査人設置法人であって厚生労働省令で定める要件に該当する場合に限る。)		☐	☐	☐												
○計算関係書類及び監査報告を、法令に従い、事務所に備え置いていますか。 会計監査人設置社会福祉法人においては、監査報告は会計監査報告を含みます。 計算関係書類及び監査報告の事務所への備置きについては、定時評議員会の日の2週間前(評議員会の決議の省略の場合にあつては提案があつた日)から、主たる事務所にあつては5年間、従たる事務所にあつてはこれらの写しについて3年間行われる必要がありますが、計算関係書類及び監査報告が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機(パソコン)に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、従たる事務所については備置きが不要となります(法第45条の32第1項、第2項、規則第2条の5)。		☐	☐													
○財産目録を、法令に従い、事務所に備え置いていますか。 財産目録の事務所への備置きについては、主たる事務所にあつては5年間、従たる事務所にあつてはその写しについて3年間行われる必要がありますが、財産目録が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機(パソコン)に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、従たる事務所については備置きが不要となります(法第45条の34第1項、第5項、規則第2条の5)。		☐	☐													
<直近の会計年度に係る決算手続きの状況> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>監事の監査を受けた日(規則第2条の28第2項、第3項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計監査人の監査を受けた日(規則第2条の32第2項、第3項、該当法人のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計算関係書類等の承認を受けた理事会の開催日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定時評議員会の招集通知を発した日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び監査報告を提供した日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計算書類及び財産目録の承認を受けた(会計監査人設置法人であって厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、これらの内容の報告を行った)定時評議員会の開催日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					監事の監査を受けた日(規則第2条の28第2項、第3項)		会計監査人の監査を受けた日(規則第2条の32第2項、第3項、該当法人のみ)		計算関係書類等の承認を受けた理事会の開催日		定時評議員会の招集通知を発した日		評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び監査報告を提供した日		計算書類及び財産目録の承認を受けた(会計監査人設置法人であって厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、これらの内容の報告を行った)定時評議員会の開催日	
監事の監査を受けた日(規則第2条の28第2項、第3項)																
会計監査人の監査を受けた日(規則第2条の32第2項、第3項、該当法人のみ)																
計算関係書類等の承認を受けた理事会の開催日																
定時評議員会の招集通知を発した日																
評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び監査報告を提供した日																
計算書類及び財産目録の承認を受けた(会計監査人設置法人であって厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、これらの内容の報告を行った)定時評議員会の開催日																
4 理事 理事会は、①法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長の選定及び解職を行うものであり(法第45条の13)、理事会を構成する理事は、その理事会における意思決定を通じて業務執行の決定又は監督を行うという意味で、法人の運営における重要な役割を担っています。 (1)定数																

指導監査事項			自主点検欄										
			適	不適	非該当								
1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされていますか。 理事の員数は、6人以上(法第44条第3項)の数を定款に定め(法第31条第1項第6号)、評議員会の決議により、その定款に定めた員数を実際に選任しなければなりません(法第43条第1項)。													
○定款に定める員数が選任されていますか。			☐	☐									
○定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充していますか。 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません(法第45条の7第1項)。			☐	☐	☐								
○欠員が生じていませんか。 理事のうち定款に定められた員数の3分の1を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではありませんが、理事が、理事会の構成員として担う法人の業務執行の決定や、理事長等の職務の執行の監督等の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営上適当ではありません。			☐	☐									
<table><thead><tr><th>定款に定める理事の員数</th><th>理事の現在数</th><th>理事の欠員数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			定款に定める理事の員数	理事の現在数	理事の欠員数								
定款に定める理事の員数	理事の現在数	理事の欠員数											
(2) 選任及び解任													
1 理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。													
○評議員会の決議により選任又は解任されていますか(法第43条第1項、第45条の4第1項)。			☐	☐	☐								
<理事の選任及び解任の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)>													
<table><thead><tr><th colspan="4">理事の選任又は解任を行った評議員会の開催日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			理事の選任又は解任を行った評議員会の開催日										
理事の選任又は解任を行った評議員会の開催日													
○理事の解任は、法に定める解任事由(法第45条の4第1項第1号、第2号)に該当していますか。			☐	☐	☐								
・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき													
・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき													
理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」、「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行いますが、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはなりません。そのため、理事が形式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるものと解されています。													
(3) 適格性													
1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていませんか。													

指 導 監 査 事 項										自主点検欄									
										適	不適	非該当							
理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由として定められる(法第44条第1項により準用される法第40条第1項)とともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たさせるため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が、理事総数の3分の1(上限は当該理事を含めずに3人)を超えて含まれてはならないこと(法第44条第6項)等が定められています。																			
○欠格事由に該当する者が選任されていませんか(法第44条第1項により準用される法第40条第1項、審査基準第3の1の(5))。													☐	☐					
欠 格 事 由 に 該 当 す る 者										有 無									
①	法人																		
②	精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者																		
③	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者																		
④	③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者																		
⑤	所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員																		
⑥	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者																		
○理事のうちに、当該法人の各理事について、特殊の関係がある者が上限(※)を超えて含まれていませんか。 ※各理事について特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事及び当該理事と特殊の関係があるものの合計数が理事総数の3分の1を超えていないことが必要です(法第44条第6項、規則第2条の10)。													☐	☐					
<特殊の関係が有る者(本表において「特殊関係者」という。)がいる理事の状況>																			
特殊関係者がいる理事の氏名 (特殊関係者が多い順に記載してください。)						特殊関係者の人数 (但し、当該理事を除く。)				特殊関係者がいる理事の氏名			特殊関係者の人数 (但し、当該理事を除く。)						
1							7							8					
2							9							10					
3							11							11					
4							12							12					
5																			
6																			
各理事(上位4名まで)の特殊関係者の内訳										特殊関係者の人数(当該理事を除く。)									
①	配偶者																		

指 導 監 査 事 項						自主点検欄		
						適	不適	非該当
②	3親等以内の親族							
③ 厚生労働省令で定める者	1	各理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者						
	2	各理事の使用人						
	3	各理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者						
	4	2又は3の配偶者						
	5	1～3の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者						
	6	各理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の理事の数が、その総数の3分の1を超える場合に限る。)(注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。以下この号において同じ。						
7	次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。以下、この号において同じ。)(次の団体のうち、同一の団体の職員である当該法人の理事の数が、その総数の3分の1を超える場合に限る。) ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人							
※租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上表と同一ではないため留意が必要です。 ※上表③の7に該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の理事になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らし適当でないので差し控えることとされています(審査基準第3の1の(1))。 ○社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1を超えて選任されていませんか(法第109条第5項)。 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえませんが、役員総数(※)の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていません(法第109条第5項)。 ※法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員の割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断されます。 ○実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていませんか(審査基準第3の1の(3))。 ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していませんか(審査基準第3の1の(4))。 理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。 ○暴力団員等の反社会的勢力に属する者が選任されていませんか(審査基準第3の1の(6))。 法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持つてはならず、評議員と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできません。 ＜理事の選任に際し確認すべき事項に関する書類の状況＞ 法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかについて確認を行う必要があります。確認方法としては、履歴書、誓約書等により、候補者本人が欠格事由に該当する者や暴力団等の反社会的勢力に属する者でないこと、及び各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないことを確認する方法で差し支えありませんが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられます。								

指 導 監 査 事 項					自主点検欄																				
					適	不適	非該当																		
また、法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従います(法第38条)。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点(承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時)から理事となることから、理事の役割の重要性に鑑み、法人において、この就任の承諾を証すべき文書として、就任承諾書を保存しておく必要があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>有無</th> <th>確認事項</th> <th>有無</th> <th>確認事項</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>履歴書</td> <td></td> <td>欠格事由に該当する者でないことについて</td> <td></td> <td>反社会的勢力に属する者でないことについて</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就任承諾書</td> <td></td> <td>各理事と特殊の関係がある者について</td> <td></td> <td>その他 ()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					確認書類	有無	確認事項	有無	確認事項	有無	履歴書		欠格事由に該当する者でないことについて		反社会的勢力に属する者でないことについて		就任承諾書		各理事と特殊の関係がある者について		その他 ()				
確認書類	有無	確認事項	有無	確認事項	有無																				
履歴書		欠格事由に該当する者でないことについて		反社会的勢力に属する者でないことについて																					
就任承諾書		各理事と特殊の関係がある者について		その他 ()																					
2 理事として含まれていなければならない者が選任されていますか。 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要があります(法第44条第4項第1号、第2号)。 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当します(審査要領第3(2))。但し、これは例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものでもありません。 ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員 イ 民生委員・児童委員 ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等 エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者 オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者 施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」が理事として選任されている必要があります(同項第3号)。 「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足够了。なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいいますが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱います。 ○社会福祉事業の経営に関する識見を有する者が選任されていますか。 ・理事の選任の手續において、この要件に該当する候補者が「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」である旨を説明していますか。					☐	☐																			
社会福祉事業の経営に関する識見を有する理事 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>氏名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					氏名	氏名	氏名				☐	☐													
氏名	氏名	氏名																							
○当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されていますか。 ・理事の選任の手續において、この要件に該当する候補者が「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」である旨を説明していますか。					☐	☐																			
当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている理事 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>氏名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					氏名	氏名	氏名				☐	☐													
氏名	氏名	氏名																							
○施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されていますか。					☐	☐	☐																		
法人が設置する施設の管理者である理事 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>氏名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					氏名	氏名	氏名																		
氏名	氏名	氏名																							

指 導 監 査 事 項				自主点検欄																
				適	不適	非該当														
(4) 理事長 理事長は、法人の代表権(法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を対外的にする権限(法第45条の17第1項)を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有する(法第45条の16第2項第1号)ものであり、理事会で理事の中から選定されなければなりません(法第45条の13第3項)。 なお、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ(法第45条の13第3項、第45条の17第1項)、理事長の代表権を他の者に委任することはできません(理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効です。)。また、法人の代表者の登記については、法に定める理事長以外の者を代表者として登記することはできないことにも留意する必要があります。 理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事(業務執行理事)を理事会で選定することができます(法第45条の16第2項第2号)。 なお、業務執行理事は、法人の代表権を有さない(理事長の職務代理者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う)ことに留意する必要があります。 1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定又は解職されていますか。⇒参照(理事会決議一覧) ○理事会の決議で理事長を選定又は解職していますか。☐ ○業務執行理事の選定は理事会の決議で行われていますか。☐ ＜理事長及び業務執行理事の選定又は解職の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)＞ <table><tr><td>理事長を選定又は解職した理事会の開催日</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>業務執行理事を選定又は解職した理事会の開催日</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 5 監事 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに(法第45条の18第1項)、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ(同条第2項)、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っています。 (1) 定数 1 法に規定された員数が定款に定められ、定款に定める員数を満たす選任がされていますか。 監事の員数は、2人以上(法第44条第3項)の数を定款に定め(法第31条第1項第6号)、評議員会の決議により、その定款に定めた員数を実際に選任しなければなりません(法第43条第1項)。 ○定款に定める員数が選任されていますか。☐ ○定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充していますか。☐ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません(法第45条の7第2項)。 ○欠員が生じていませんか。☐ 監事のうち定款に定められた員数の3分の1を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではありませんが、理事の職務の執行の監督等、適正な法人運営の確保に関する監事の重要な役割が十分に発揮できないおそれがあり、適当ではありません。 <table><tr><td>定款に定める監事の員数</td><td>監事の現在数</td><td>監事の欠員数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				理事長を選定又は解職した理事会の開催日				業務執行理事を選定又は解職した理事会の開催日				定款に定める監事の員数	監事の現在数	監事の欠員数						
理事長を選定又は解職した理事会の開催日																				
業務執行理事を選定又は解職した理事会の開催日																				
定款に定める監事の員数	監事の現在数	監事の欠員数																		

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
(2)選任及び解任				
1 法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。				
○評議員会の決議により選任されていますか(法第43条第1項)。		☐	☐	☐
○評議員会に提出された監事の選任に関する議案は在任する監事の過半数の同意を得ていますか。		☐	☐	☐
理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行(理事会の構成員として行う行為を含む。)を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数(注)の同意を得なければなりません(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)。				
(注)「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいいます。				
なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えありません。				
○監事の解任は評議員会の特別決議によっていますか(法第45条の4第1項、第45条の9第7項第1号)。		☐	☐	☐
<監事の選任及び解任の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)>				
監事の選任又は解任を行った評議員会の開催日				
2 監事となることができない者又は適当ではない者が選任されていませんか。				
監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由が定められるとともに(法第44条第1項により準用される法第40条第1項)、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることはできないこと(法第44条第2項)、各役員と特殊の関係にある者が含まれていてはならないこと、また、複数(2人以上)の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれていてはならないこと(法第44条第7項)等が定められています。				
○欠格事由に該当する者が選任されていませんか(法第44条第1項により準用される法第40条第1項、審査基準第3の1の(5))。		☐	☐	
欠 格 事 由				
① 法人				
② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者				
③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者				
④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者				
⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員				
⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者				
○当該法人の理事又は職員を兼ねていませんか(法第44条第2項)。		☐	☐	
○監事のうちに、当該法人の各役員について、特殊の関係がある者が含まれていませんか(法第44条第7項、規則第2条の11)。		☐	☐	

指 導 監 査 事 項			自主点検欄		
			適	不適	非該当
	各 役 員 と 特 殊 の 関 係 が あ る 者		有無		
①	配偶者				
②	3親等以内の親族				
③ 厚生 労働 省 令 で 定 め る 者	1	各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者			
	2	各役員の使用人			
	3	各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者			
	4	2又は3の配偶者			
	5	1～3の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者			
	6	各理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の監事の数、その総数の3分の1を超える場合に限る。) (注)法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。以下、この号及び次号において同じ。			
	7	各監事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の監事の数、その総数の3分の1を超える場合に限る。)			
	8	他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)			
9	次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。以下この号において同じ。)(次の団体のうち、同一の団体の職員である当該法人の監事の数、その総数の3分の1を超える場合に限る。) ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人				
※租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上表と同一ではないため留意が必要です。 ※上表③の9に該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の監事になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らし適当でないので差し控えることとされています(審査基準第3の1の(1))。 ○社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1を超えて選任されていませんか(法第109条第5項)。 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえませんが、役員総数(※)の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていません(法第109条第5項)。 ※法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員の割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断されます。 ○実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていませんか(審査基準第3の1の(3))。 ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していませんか(審査基準第3の1の(4))。 監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。 ○暴力団員等の反社会的勢力に属する者が選任されていませんか(審査基準第3の1の(6))。					

指 導 監 査 事 項				自主点検欄																															
				適	不適	非該当																													
法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持つてはならないものであり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできません。 ＜監事の選任に際し確認すべき事項に関する書類の状況＞ 法人は、監事の選任に当たり、監事候補者が欠格事由を有していないか、各役員(理事及び監事)と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要があります。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられます。 また、法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従います(法第38条)。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点(承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時)から監事となることから、監事の役割の重要性に鑑み、法人において、この就任の承諾を証すべき文書として、就任承諾書を保存しておく必要があります。 <table><tr><th>確認書類</th><th>有無</th><th>確認事項</th><th>有無</th><th>確認事項</th><th>有無</th></tr><tr><td>履歴書</td><td></td><td>欠格事由に該当する者でないことについて</td><td></td><td>反社会的勢力に属する者でないことについて</td><td></td></tr><tr><td>就任承諾書</td><td></td><td>特殊の関係がある者でないことについて</td><td></td><td>その他 ()</td><td></td></tr></table> 3 法に定める者が含まれていますか。 監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれている必要があります(法第44条第5項)。 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当します(審査要領第3(1))。但し、この記載は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まなければならないものでもありません。 ア 社会福祉に関する教育を行う者 イ 社会福祉に関する研究を行う者 ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい(審査基準第3の4の(5))。 また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられますが、これらの者に限られるものではありません。 ○社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれていますか。 ・監事の選任の手続において、候補者が「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」である旨を説明していますか。 <table><tr><th colspan="2">社会福祉事業について識見を有する監事</th><th colspan="2">財務管理について識見を有する監事</th></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>職業</td><td></td><td>職業</td><td>※()</td></tr></table> ※「その他」の場合、具体的に記載してください。 (3)職務・義務 1 法令に定めるところにより業務を行っていますか。				確認書類	有無	確認事項	有無	確認事項	有無	履歴書		欠格事由に該当する者でないことについて		反社会的勢力に属する者でないことについて		就任承諾書		特殊の関係がある者でないことについて		その他 ()		社会福祉事業について識見を有する監事		財務管理について識見を有する監事		氏名		氏名		職業		職業	※()		
確認書類	有無	確認事項	有無	確認事項	有無																														
履歴書		欠格事由に該当する者でないことについて		反社会的勢力に属する者でないことについて																															
就任承諾書		特殊の関係がある者でないことについて		その他 ()																															
社会福祉事業について識見を有する監事		財務管理について識見を有する監事																																	
氏名		氏名																																	
職業		職業	※()																																

指 導 監 査 事 項		自主点検欄																																															
		適	不適	非該当																																													
監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません(法第45条の18第1項)。毎会計年度の計算関係書類等並びに事業報告及びその附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならず(法第45条の28、規則第2条の40第2項)、計算関係書類等の監査と、事業報告及びその附属明細書(以下「事業報告等」という。)の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられています。 ○理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成していますか。 ＜直近の会計年度に係る計算関係書類等についての監事監査の状況＞ ※会計監査人設置法人は、下表ではなく、別紙①「5 監事 (3)職務・義務」に掲げる表に記入してください。 ※リンク(別紙①監事) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計算関係書類等についての監事監査報告書の記載(規則第2条の27、第2条の40第2項)</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 監事の監査の方法及びその内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 計算関係書類等が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 追記情報 (i)会計方針の変更、(ii)重要な偶発事象、(iii)重要な後発事象、(iv)その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類等の内容のうち強調する必要がある事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 監査報告を作成した日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定監事が特定理事に対し、計算関係書類等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の28、第2条の40第2項)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ＜直近の会計年度に係る事業報告等についての監査の状況＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業報告等についての監査報告書の記載(規則第2条の36)</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 監事の監査の方法及びその内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 事業報告等が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 監査の範囲に属する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 監査報告を作成した日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定監事が特定理事に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の37)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		計算関係書類等についての監事監査報告書の記載(規則第2条の27、第2条の40第2項)		有無	① 監事の監査の方法及びその内容			② 計算関係書類等が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見			③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由			④ 追記情報 (i)会計方針の変更、(ii)重要な偶発事象、(iii)重要な後発事象、(iv)その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類等の内容のうち強調する必要がある事項			⑤ 監査報告を作成した日			特定監事が特定理事に対し、計算関係書類等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の28、第2条の40第2項)			事業報告等についての監査報告書の記載(規則第2条の36)		有無	① 監事の監査の方法及びその内容			② 事業報告等が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見			③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実			④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由			⑤ 監査の範囲に属する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由			⑥ 監査報告を作成した日			特定監事が特定理事に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の37)			☐	☐	☐
計算関係書類等についての監事監査報告書の記載(規則第2条の27、第2条の40第2項)		有無																																															
① 監事の監査の方法及びその内容																																																	
② 計算関係書類等が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見																																																	
③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由																																																	
④ 追記情報 (i)会計方針の変更、(ii)重要な偶発事象、(iii)重要な後発事象、(iv)その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類等の内容のうち強調する必要がある事項																																																	
⑤ 監査報告を作成した日																																																	
特定監事が特定理事に対し、計算関係書類等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の28、第2条の40第2項)																																																	
事業報告等についての監査報告書の記載(規則第2条の36)		有無																																															
① 監事の監査の方法及びその内容																																																	
② 事業報告等が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見																																																	
③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実																																																	
④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由																																																	
⑤ 監査の範囲に属する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由																																																	
⑥ 監査報告を作成した日																																																	
特定監事が特定理事に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の37)																																																	
		別紙																																															

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務も負っています。 ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条)。 ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項)。 ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条)。 ○理事会への出席義務を履行していますか。 監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要です。 ・理事会に2回以上続けて欠席した監事はいませんか。 ・監事の全員が欠席した理事会はありませんか。		☐	☐	
6 理事会 (1) 審議状況 1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されていますか。 ○権限を有する者が招集していますか。 理事会は、各理事(理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事)が招集することとされています。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができ、当該請求があった場合において、請求日から5日以内に、理事会の招集通知(請求日から2週間以内の日に理事会を開催するものである必要があります。)が発せられないときは、その請求をした理事が理事会を招集することができます(法第45条の14第1項～第3項)。 ○各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知を発していますか。 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければなりません(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項)。なお、理事会の招集通知は、各監事(監事の全員)に対しても発出しなければならないことに留意する必要があります。 ○招集の通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われていますか。 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項)。なお、理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はありませんが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。		☐	☐	☐
2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われていますか。 ○決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われていますか。 理事会の決議は、議決に加わることでできる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上)が出席しその過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上)をもって行う必要があります。また、定款において、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることを定めることもできます。 ○決議が必要な事項について、決議が行われていますか。		☐	☐	
		☐	☐	

指 導 監 査 事 項						自主点検欄		
						適	不適	非該当
理事会は、社会福祉法人の業務執行の決定を行います(法第45条の13第2項第1号)が、主なものは下表①～⑩の通りです。 <理事会の決議の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)> ⇒参照(別紙④理事会開催状況)								
番号	理事会の決議が必要な事項	左の範囲が明らかになっているか	左の範囲に関する定め of 具体的内容 (根拠となる規定の条項等を付記すること。)	決議の内容 (複数該当するときは最上位の項目を選択)	関連頁			
①	評議員会の日時・場所・議題・議案の決定(法第45条の9第10項において準用する一般法人法第181条第1項、規則第2条の12)		左の文言上明らかです。		66 66			
②	理事長及び業務執行理事の選定及び解職(法第45条の13第3項、第45条の16第2項第2号)		左の文言上明らかです。		66			
③	重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号)							
④	多額の借財(法第45条の13第4項第2号)				66 66			
⑤	重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号)				66			
⑥	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号)							
⑦	内部管理体制の整備(法第45条の13第4項第5号、規則第2条の16)		法令により明らかになっています。		66			
⑧	競業及び利益相反取引の承認(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項)		法令により明らかになっています。					
⑨	計算書類・事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認(法第45条の28第3項、規則第2条の40第2項)		法令により明らかになっています。		66			
⑩	役員等の損害賠償責任の一部免除(定款に定めがある場		法令により明らかになっています。					

指 導 監 査 事 項					自主点検欄		
					適	不適	非該当
⑩	合に限る。法第45条の13第4項第6号)	法令により明らかになっています。					
⑪	役員等に対する補償契約及び役員等のために締結される保険契約の内容の決定(法第45条の22の2において準用する一般法人法第118条の2第1項・第118条の3第1項)	法令により明らかになっています。					
⑫	その他重要な業務執行の決定(法第45条の13第4項柱書)						
i	工事及び製造の請負に係る契約						
ii	食料品・物品等の買入に係る契約						
iii	i 及び ii 以外の施設用財産に関する契約	左の文言上明らかです。					
iv	事業計画及び収支予算の承認	左の文言上明らかです。					
v	法人の運営に関する規程の制定及び変更	左の文言上明らかです。					
vi	新たな事業の経営又は受託	左の文言上明らかです。					
vii	社会福祉充実計画の策定	左の文言上明らかです。					
viii	評議員選任候補者の推薦及び解任の提案	左の文言上明らかです。					
	その他()						
	その他()						
上表③～⑦及び⑩は、理事にその意思決定を委任することができない事項として明定されているものです(法第45条の13第4項)が、③の「重要」な財産、④の「多額」の借財、⑤の「重要な役割」を担う職員、⑥の「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で具体的に決定すべきものです。なお、上表⑫の「その他重要な業務執行」とは、上表①～⑪を除くほか、理事にその意思決定が委任されていない業務執行をいいます(i～viiiに掲げた事項は例示であって法人により異なることがあります)。 上表の「決議の内容」欄で、「☐案件あるも議案にせず」を選択した事項については、⇒別紙⑥「議案にしなかった案件」にご記入ください。 ○決議について特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていませんか(法第45条の14第5項)。 理事会決議に係る特別の利害関係とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務(法第45条の16第1項)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引(理事が自己又は第三者のために当該法人の事業の部類に属する取引を行うこと。)や利益相反取引(理事が自己又は第三者のために当該法人と取引を行うこと、又は当該法人が理事以外の者との間において当該法人と当該理事との利益が相反する取引を行うこと。)の承認(上表「理事会の決議が必要な事項」⑧)、理事の損害賠償責任の一部免除の決議(同⑩)等の場合があります。 ○決議について特別の利害関係を有する理事がいるかを、決議を行う前に確認していますか。 理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることはできません(法第45条の14第5項)が、理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は、その決議を行う前に、法人が各理事について行う必要があります。 そのため、指導監査において、法人が個別の議案の議決の際にその確認を行っているかを、原則として議事録で確認させていただきますが、理事が当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出るべきことを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人が改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要です。 ○理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていませんか。							

指 導 監 査 事 項						自主点検欄																						
						適	不適	非該当																				
理事又は理事会が評議員を選任又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)ため、定款をもって定めても、理事会で評議員の選任又は解任を決議することはできません。なお、理事又は理事会が、定款若しくは評議員の選任に関する規程等に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは可能です。 ○書面による議決権の行使が行われていませんか。 理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められません。これは、理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられている(法第38条、民法第644条)上に、法人に対する忠実義務が課せられており(法第45条の16第1項)、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからです。但し、出席者が一堂に会すると同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます(経営組織第4章(2)イ)。 ○理事会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)に、議決に加わることでできる理事の全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がありますか。 当該提案について議決に加わることができる理事全員が同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めた場合(法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条)において、当該提案について議決に加わることができる理事全員が同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議を省略することができます。 <u>⇒別紙④「理事会開催状況」にご記入ください。</u> <u>※リンク(別紙④)</u>						☐	☐																					
3 理事への権限の委任は適切に行われていますか。 理事会の権限である法人の業務執行の決定(法第45条の13第2項第1号)を、理事長等に委任することはできますが、法人運営に関する重要な事項及び理事(特に理事長や業務執行理事)の職務の執行の監督に必要な事項(下表①～⑦参照)等については、理事会で決定されなければならない、理事長等にその権限を委任することはできません(法第45条の13第4項)。 理事にその意思決定を委任することができない事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものですが、理事に委任することができない範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきです(前表中「理事会の決議が必要な事項」及びその「範囲」参照)。 そして、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にしなければなりません。 なお、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではありません。 ○理事に委任する範囲が明確になっていますか。 ○理事に委任することができない事項が理事に委任されていませんか。 ＜理事に委任することができない事項の状況＞						☐	☐																					
<table><tr><th colspan="2">理事に委任することができない事項</th><th>理事に委任する権限の内容は 明確になっているか</th><th>権限を越えた委任 (両方該当するときは「委任している」を選択)</th></tr><tr><td>①</td><td>重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>多額の借財(法第45条の13第4項第2号)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号)</td><td></td><td></td></tr></table>						理事に委任することができない事項		理事に委任する権限の内容は 明確になっているか	権限を越えた委任 (両方該当するときは「委任している」を選択)	①	重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号)			②	多額の借財(法第45条の13第4項第2号)			③	重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号)			④	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号)					
理事に委任することができない事項		理事に委任する権限の内容は 明確になっているか	権限を越えた委任 (両方該当するときは「委任している」を選択)																									
①	重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号)																											
②	多額の借財(法第45条の13第4項第2号)																											
③	重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号)																											
④	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号)																											

指 導 監 査 事 項			自主点検欄														
			適	不適	非該当												
⑤	内部管理体制の整備(法第45条の13第4項第5号)																
⑥	役員等の損害賠償責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。)(法第45条の13第4項第6号)																
⑦	その他重要な業務執行の決定(法第45条の13第4項柱書)																
4法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告していますか。 ○理事長等が、実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告をしていますか。 理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を報告しなければなりません。ただし、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができます(法第45条の16第3項)。 また、この報告は、実際に開催された理事会(報告の省略によらない理事会)において行わなければなりません(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項)。 <理事長等の職務の執行状況の報告の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">理事長等の職務の執行状況の報告が行われた理事会開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			理事長等の職務の執行状況の報告が行われた理事会開催日														
理事長等の職務の執行状況の報告が行われた理事会開催日																	
○監督官庁が検査又は調査を実施したときは、その結果(改善指示がある場合は、その改善状況を含む。)の報告を行っていますか。 理事会への報告に当たっては、監査結果通知を配布するなど資料に基づき説明し、文書指摘及び口頭指摘を漏れなく報告すべきです。																	
(2)記録 1 理事会について、法令で定めるところにより、適正に記録の作成、保存を行っていますか。 理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容及び作成手続(法第45の14第6項、第7項、規則第2条の17、第2条の18)等が定められています。 ○法令で定めるところにより、議事録を作成していますか。 議事録の記載事項としては、開催された理事会に関する事項(規則第2条の17第3項)、理事会の決議を省略した場合(理事会の決議があったとみなされた場合)の事項(同条第4項第1号)及び理事、監事又は会計監査人の理事会への報告を省略した場合(理事会へ報告することを要しない場合)の事項(同項第2号)があります。 <理事会の議事録の記載状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">開催された理事会に関する事項(規則第2条の17第3項)</th> <th>記載の有無 (複数該当するときは最上位の項目を選択)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない役員等が参加した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の14第2項)であるときは、その旨</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			開催された理事会に関する事項(規則第2条の17第3項)		記載の有無 (複数該当するときは最上位の項目を選択)	①	理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない役員等が参加した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。)			1 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の14第2項)であるときは、その旨							
開催された理事会に関する事項(規則第2条の17第3項)		記載の有無 (複数該当するときは最上位の項目を選択)															
①	理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない役員等が参加した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。)																
	1 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の14第2項)であるときは、その旨																

指 導 監 査 事 項			自主点検欄		
			適	不適	非該当
	②	2 招集権者以外の理事が招集したもの(法第45条の14第3項)であるときは、その旨			
		3 監事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項)であるときは、その旨			
		4 監事が招集したもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項)であるときは、その旨			
	③	理事会の議事の経過の要領及びその結果(※)			
	④	決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名			
	⑤	1 競業又は利益相反取引を行った理事による事実の開示(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項)があったときは、開示した内容の概要			
		2 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条)があったときは、その報告の内容の概要			
		3 監事が必要があると認めたとときに行う監事の意見(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項)があったときは、その意見の内容の概要			
		4 借入金契約に基づく借入をした理事及び当該借入を受けた理事による報告(法第45条の22の2により準用される一般法人法第118条の2第4項)			
	⑥	理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合(法第45条の14第6項)の、理事長以外の出席した理事の氏名			
	⑦	理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称(監査法人の場合)			
	⑧	議長の氏名(議長が存する場合)			
※(③について)理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される(法第45条の14第8項)ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要があります。					
・次の表は、当該提案について議決に加わることのできる理事全員の同意により、理事会の決議を省略した場合のみ、ご回答下さい。					
理事会の決議を省略した場合(理事会の決議があったとみなされた場合)の事項(規則第2条の17第4項第1号)			記載の有無 (両方該当するときは「□なし」を選択)		
①	理事会の決議があったものとみなされた事項の内容				
②	①の事項の提案をした理事の氏名				
③	理事会の決議があったものとみなされた日				
④	議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名				
・次の表は、理事、監事又は会計監査人の理事会への報告を省略した場合のみ、ご回答下さい。 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこととされています(法第45条の14第9項において準用する一般法人法第98条第1項)。					
理事、監事又は会計監査人の理事会への報告を省略した場合の事項(規則第2条の17第4項第2号)			記載の有無 (両方該当するときは「□なし」を選択)		
①	理事会への報告を要しないものとされた事項の内容				

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
②	理事会への報告を要しないものとされた日			
③	議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名			
○議事録が書面をもって作成されているときは、議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印をしていますか。 議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられています。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされていますが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなります(法第45条の14第6項)。		☐	☐	☐
○議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置を行っていますか。 議事録を電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすること(規則第2条の18第1項第1号、第2項)が必要です。		☐	☐	☐
○議事録を、法令に従い、主たる事務所に備え置いていますか。 理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があります(法第45条の15第1項)。		☐	☐	
○理事会の決議があったものとみなされた場合の理事全員の同意の書面等を、法令に従い、主たる事務所に備え置いていますか。 定款において決議の省略の定めがある場合において、理事会の決議があったものとみなされたとき(決議を省略したとき)は、当該事項について議決に加わることができる理事全員の同意の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を、同決議があったものとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません(法第45条の15第1項)。		☐	☐	☐
(3) 債権債務の状況				
1 借入は、適正に行われていますか。				
○多額の借財の範囲が、専決規程等により明確になっていますか。 多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができない(法第45条の13第4項第2号)こととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができません。 そして、多額の借財の範囲については、理事会が理事長等の理事に委任する範囲にない借財をいうものと解されるところ、理事会が理事長等の理事に委任する範囲を専決規程(※)等において明確に定めなければなりません(定款例第24条参照)。なお、理事会において、専決規程等で理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入れに理事会の決議が必要となります。 ※定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなります。		☐	☐	
○借入(多額の借財に限る。)は、理事会の決議を受けて行われていますか。 ＜新規の借入の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)＞		☐	☐	☐
理事会が理事長等の理事に借入の権限を委任する範囲について、専決規程等において明確に定めていますか。				
専決規程等に定められた理事長等の理事に委任された借入の権限の範囲を超える借入がありましたか。				

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
⇒借入金(新規のものに限らない)がある場合は、別紙⑤「借入金の状況」をご記入ください。		※リンク(別紙⑤「借入金の状況」)		
7 会計監査人				
⇒会計監査人設置法人は、別紙①「7 会計監査人」にご記入ください。		※リンク(別紙①会計監査人)		
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬				
評議員、役員の報酬等(注)については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、 ① 報酬等の額について、評議員にあっては定款で、理事及び監事にあっては定款又は評議員会の決議により定める ② 評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表する ③ 評議員、理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表する必要があります。 なお、定款において無報酬と定めた場合を除き、①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、両方を規定する必要があることに留意してください。 (注)「報酬等」とは、報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます(法第45条の34第1項第3号)。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しませんが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれます。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれません。 報酬等の支給基準については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければなりません(法第45条の35第1項)。 この報酬等の支給基準や支給額(水準)の妥当性については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものでないことを具体的に検討した上で基準を作成し評議員会の承認を受けること、並びに支給基準及び報酬総額を公表することにより担保する仕組みとしているものです。 報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされていることは、評議員や役員に報酬等を支給しなければならないことを意味するものではなく、無報酬とすることも認められます。その場合には、原則として報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることとなります。ただし、定款において無報酬と定めた場合には、法令により公表が義務付けられた定款により無報酬であることが確認できるため、支給基準を別途作成する必要はありません(指導監査Q&A(vol.3)問2の答参照)。				
(1) 報酬				
1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められていますか。				
○評議員の報酬等の額が定款で定められていますか。				
評議員の報酬等の額は定款で定められなければなりません(法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条)。なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要があります。				
2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。				
○理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められていますか。				
理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定められなければなりません(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条)。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。				
事前提出書類提出日現在において効力を有する理事の報酬等の額についての決議があった評議員会の開催日				

指 導 監 査 事 項			自主点検欄		
			適	不適	非該当
※定款で定めている場合は、評議員会の決議は不要です。					
3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。					
○監事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められていますか。 監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければなりません（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。			☐	☐	
事前提出書類提出日現在において効力を有する監事の報酬等の額についての決議があった評議員会の開催日					
※定款で定めている場合は、評議員会の決議は不要です。					
○監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分が、監事の協議によって定められていますか。 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されており、各監事の報酬等について決定されていないとき（注）は、その具体的な配分について、監事の協議により定めなければならず（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第2項）、この監事の協議は全員一致の決定による必要があります。 なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関する規定はありませんが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであることから、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記載・記録した書類を作成しておくべきです。 （注）監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はありません。			☐	☐	☐
4 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められていますか。					
○会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ていますか。 会計監査人の報酬等については、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなります（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第110条）。			☐	☐	☐
(2) 報酬等支給基準					
1 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、法令に定める手続きにより定め、公表していますか。					
○理事、監事及び評議員に対する報酬等について支給の基準を定め、評議員会の承認を受けていますか。 法人は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定め、評議員会の承認を受けなければなりません（法第45条の35第1項、第2項）。 この報酬等の支給の基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任があります。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められます。			☐	☐	
○理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準に、厚生労働省令で定める事項が適正に定められていますか。					
厚生労働省令で定める事項（規則第2条の42）	着 眼 点		現 状		

指 導 監 査 事 項				自主点検欄		
				適	不適	非該当
役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分	役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられます。					
報酬等の金額の算定方法	報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられます(注1～注4)。 (注1)評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容されます。 (注2)退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容されます。 (注3)法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとします。 (注4)評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められません。					
支給の方法	支給の方法については、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込か現金支給か)等が考えられます。					
支給の形態	支給の形態については、現金・現物の別等を記載します。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくても差し支えありません。					
○理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準と、定款又は評議員会の決議で定めた報酬等の額は、整合性が取れていますか。				☐	☐	
○理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を、法令に従い、公表していますか。 報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられています(法第59条の2第1項第2号)。 この場合の公表の方法については、インターネットの利用(原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページ)により行うこととされています(規則第10条第1項)が、規則第9条第3号に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(WAM NET)に記録する方法による届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなされます(規則第10条第2項)。				☐	☐	
<報酬等の支給の基準の公表状況(インターネット)> ↓ WAM NET又は法人HPで公表を行っている場合は名称・URLの記入は不要です。						
公表サイトの種別	WAM NET	名称				
公表サイトのURL	http://					
				⇒参照(法令に定める情報の公表の状況一覧)		
(3) 報酬の支給						
評議員の報酬等については、(1)の定款で定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要があります。 また、役員の報酬等については、(1)の定款又は評議員会の決議により定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要があります。						
1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されていますか。						
○評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給の基準に従って支給されていますか。				☐	☐	

指 導 監 査 事 項		自主点検欄										
		適	不適	非該当								
○役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給の基準に従って支給されていますか。		☐	☐									
(4) 報酬等の総額の公表 法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額(注)を現況報告書に記載の上、公表します(法第59条の2第1項第3号)。 (注)理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表します。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えありません。 公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされています(規則第10条第1項)が、規則第9条第3号に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(WAM NET)を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなされます(規則第10条第2項)。 1 役員及び評議員の報酬等について、法令に定めるところにより公表していますか。 ○理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表していますか。 ＜報酬等の総額の公表状況(インターネット)＞ <table border="1"> <tr> <td>公表サイトの種別</td> <td></td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公表サイトのURL</td> <td colspan="3">http://</td> </tr> </table> ⇒参照(法令に定める情報の公表の状況一覧)		公表サイトの種別		名称		公表サイトのURL	http://			☐	☐	
公表サイトの種別		名称										
公表サイトのURL	http://											
Ⅱ 事業 1 事業一般 1 定款に従って事業を実施していますか。 ○定款に定めている事業が実施されていますか。 ○定款に定めていない事業が実施されていませんか。 法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項に該当し(法第31条第1項第3号、第11号、第12号)、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の種類を廃止する場合には、定款を変更する必要があります。 なお、公益事業又は収益事業を行う法人が、定款で定められた事業以外の事業を行ったときは、所轄庁は、その事業の停止を命ずることができます(法第57条第1号)。 2 「地域における公益的な取組」を実施していますか。 ○社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めていますか。 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性の高い法人であることから、社会情勢が変化していく中で、既存の社会保障制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、これに積極的に対応していくことが求められています。		☐	☐									

指 導 監 査 事 項			自主点検欄																																															
			適	不適	非該当																																													
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」とは、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、平成28年4月から、当該取組の実施が法人の責務として位置づけられたものです（「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成30年1月23日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）参照）。 ＜地域における公益的な取組の実施状況＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th></th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">取 組 に 該 当 す る 3 つ の 要 件</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td></td> <td>社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td>日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td>無料又は低額な料金で提供されること</td> </tr> </tbody> </table> 平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した、地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業において作成された平成31年3月22日付「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書において、次の通り、地域における公益的な取組の具体例が示されています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組類型</th> <th>取組例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①地域の要支援者に対する相談支援</td> <td>◆よろず相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>◆認定就労訓練事業所として、生活困窮者等への就労支援に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>◆生活困窮家庭を対象とした学習支援に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>◆子ども食堂を通して、地域の子どもの居場所づくりに取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援</td> <td>◆地域の高齢者等を対象とした配食サービスを行った。</td> </tr> <tr> <td>◆地域の高齢者等を対象とした買い物支援に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>◆地域の高齢者等、孤立しがち者の見守り活動を行った。</td> </tr> <tr> <td>◆地域の高齢者等を対象とした雪かき支援を行った。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">③地域の要支援者に対する権利擁護支援</td> <td>◆地域の社会的な援護を必要とする者の権利侵害の予防に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>◆認知症カフェを開催し、認知症への正しい理解を広めた。</td> </tr> <tr> <td>◆成年後見制度活用推進窓口を設置し、地域住民の相談支援を行った。</td> </tr> <tr> <td>◆DV被害者等を対象として緊急時避難受入（シェルターの運営）を行った。</td> </tr> <tr> <td>◆社会的養護施設等の退所児・者に対する継続的な支援を行った</td> </tr> <tr> <td>◆児童虐待防止ネットワークに参画した。</td> </tr> <tr> <td>④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供</td> <td>◆複数法人連携により、生活困窮者に対する現物給付等の支援に取り組んだ。 ◆介護養成校等の入学者に対する奨学金を実施した。</td> </tr> <tr> <td>⑤既存の利用料の減額・免除</td> <td>◆介護保険事業における利用者負担軽減を実施した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動</td> <td>◆サロン活動を通して、地域住民の居場所づくりに取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>◆認知症カフェを開催し、認知症に対する理解と介護者同士の交流を図った。</td> </tr> <tr> <td>◆子育てひろばを設け、子育て家庭の居場所づくりに取り組んだ。</td> </tr> </tbody> </table>						状況		内容	取 組 に 該 当 す る 3 つ の 要 件			①		社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること	②		日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること	③		無料又は低額な料金で提供されること	取組類型	取組例	①地域の要支援者に対する相談支援	◆よろず相談窓口の設置	◆認定就労訓練事業所として、生活困窮者等への就労支援に取り組んだ。	◆生活困窮家庭を対象とした学習支援に取り組んだ。	◆子ども食堂を通して、地域の子どもの居場所づくりに取り組んだ。	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援	◆地域の高齢者等を対象とした配食サービスを行った。	◆地域の高齢者等を対象とした買い物支援に取り組んだ。	◆地域の高齢者等、孤立しがち者の見守り活動を行った。	◆地域の高齢者等を対象とした雪かき支援を行った。	③地域の要支援者に対する権利擁護支援	◆地域の社会的な援護を必要とする者の権利侵害の予防に取り組んだ。	◆認知症カフェを開催し、認知症への正しい理解を広めた。	◆成年後見制度活用推進窓口を設置し、地域住民の相談支援を行った。	◆DV被害者等を対象として緊急時避難受入（シェルターの運営）を行った。	◆社会的養護施設等の退所児・者に対する継続的な支援を行った	◆児童虐待防止ネットワークに参画した。	④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	◆複数法人連携により、生活困窮者に対する現物給付等の支援に取り組んだ。 ◆介護養成校等の入学者に対する奨学金を実施した。	⑤既存の利用料の減額・免除	◆介護保険事業における利用者負担軽減を実施した。	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	◆サロン活動を通して、地域住民の居場所づくりに取り組んだ。	◆認知症カフェを開催し、認知症に対する理解と介護者同士の交流を図った。	◆子育てひろばを設け、子育て家庭の居場所づくりに取り組んだ。			
状況		内容																																																
取 組 に 該 当 す る 3 つ の 要 件																																																		
①		社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること																																																
②		日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること																																																
③		無料又は低額な料金で提供されること																																																
取組類型	取組例																																																	
①地域の要支援者に対する相談支援	◆よろず相談窓口の設置																																																	
	◆認定就労訓練事業所として、生活困窮者等への就労支援に取り組んだ。																																																	
	◆生活困窮家庭を対象とした学習支援に取り組んだ。																																																	
	◆子ども食堂を通して、地域の子どもの居場所づくりに取り組んだ。																																																	
②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援	◆地域の高齢者等を対象とした配食サービスを行った。																																																	
	◆地域の高齢者等を対象とした買い物支援に取り組んだ。																																																	
	◆地域の高齢者等、孤立しがち者の見守り活動を行った。																																																	
	◆地域の高齢者等を対象とした雪かき支援を行った。																																																	
③地域の要支援者に対する権利擁護支援	◆地域の社会的な援護を必要とする者の権利侵害の予防に取り組んだ。																																																	
	◆認知症カフェを開催し、認知症への正しい理解を広めた。																																																	
	◆成年後見制度活用推進窓口を設置し、地域住民の相談支援を行った。																																																	
	◆DV被害者等を対象として緊急時避難受入（シェルターの運営）を行った。																																																	
	◆社会的養護施設等の退所児・者に対する継続的な支援を行った																																																	
	◆児童虐待防止ネットワークに参画した。																																																	
④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	◆複数法人連携により、生活困窮者に対する現物給付等の支援に取り組んだ。 ◆介護養成校等の入学者に対する奨学金を実施した。																																																	
⑤既存の利用料の減額・免除	◆介護保険事業における利用者負担軽減を実施した。																																																	
⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	◆サロン活動を通して、地域住民の居場所づくりに取り組んだ。																																																	
	◆認知症カフェを開催し、認知症に対する理解と介護者同士の交流を図った。																																																	
	◆子育てひろばを設け、子育て家庭の居場所づくりに取り組んだ。																																																	

指 導 監 査 事 項			自主点検欄			
			適	不適	非該当	
⑦地域住民に対する福祉教育	◆住民ボランティアの活動支援・育成を行った。					
	◆福祉に関する勉強会を開催した。					
	◆家族介護者を対象とした交流会を開催した。					
	◆実習生や研修生の受け入れ、福祉人材の育成に取り組んだ。					
⑧地域の関係者とのネットワークづくり	◆行政、医療機関など他機関との連携・協働を図った。					
	◆地域の多機関と連携し、セーフティネットの構築に取り組んだ。					
	◆複数法人連携事業に参画し、地域のニーズに対応した。					
	◆地域のイベントへの参加を通して、ネットワーク構築に取り組んだ。					
	◆地域の学校行事への参加を通して、ネットワーク構築に取り組んだ。					
	◆地域の小中学校等からの訪問を受入れ、ネットワーク構築に取り組んだ。					
	◆施設見学の受入れを通して関係団体とのネットワーク構築に取り組んだ。					
	◆実習生等の受入れを通して、人材育成や関係機関とのネットワークづくりに取り組んだ。					
⑨その他	◆災害時に備えた地域のコミュニティづくりに取り組んだ。					
	◆納涼祭やバザーなどを開催し、住民との交流を深め、気軽に相談できる環境づくりを進めた。					
2 社会福祉事業 1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う社会福祉事業として、適正に実施されていますか。 ○社会福祉事業が、当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものとなっていますか。 法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから(法第22条)、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占めることが必要です(審査基準第1の1の(1))。 「主たる地位を占める」とは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいい、事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、原則として、事業活動内訳表(会計省令第7条の2第1項第2号ロ(2))におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断します。 ○社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていませんか。 法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができます(法第26条第1項)。しかし、公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある(審査基準第1の2の(4)、3の(5))ため、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできません。 もっとも、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部の運営に要する経費又は他の社会福祉事業若しくは公益事業の運営に要する経費に充当することが一定の範囲で認められています。各制度の取扱いについては、以下の通知及びこれらの通知の関連通知を参照して下さい。			□	□	□	□

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
■「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知) ■「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) ■「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知) ■「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)				
○社会福祉事業の収入を、法令・通知上認められている範囲を超えて、法人本部への繰入や他の社会福祉事業又は公益事業に充てていませんか。		☐	☐	
○社会福祉事業の収入を収益事業に充てていませんか。		☐	☐	
2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有していますか。				
○社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていますか。				
法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかねばなりません(法第24条第1項、第25条)。 そのため、法人は、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要とされる(審査基準第2-1-(1)前段)ほか、法人存立の基礎となる一定の資産を、基本財産として確保しておかねばなりません(審査基準第2-2-(1))。				
○通知で定めるところにより、社会福祉事業を行うために必要な全ての物件を確保していますか。				
法人は、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要ですが、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別に定める事業(※)の用に供する不動産については、不動産の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められる場合があります(審査基準第2-1)。				
※事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが個別に認められる場合は次のとおりです。各制度の取扱いについては、下表の左欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる通知及びこれらの通知の関連通知を参照してください。				
場 合		通 知		
特別養護老人ホームを設置する場合(審査基準第2-1-(2)ア)		「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)		
地域活動支援センターを設置する場合(審査基準第2-1-(2)イ)		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)		
既設法人が福祉ホームを設置する場合(審査基準第2-1-(2)ウ)		「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)		

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
既設法人が通所施設を設置する場合(審査基準第2-1-(2)エ)	「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)			
既設法人以外の法人が保育所を設置する場合(審査基準第2-1-(2)オ)	「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)			
地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合(審査基準第2-1-(2)カ)	「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)			
幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合(審査基準第2-1-(2)キ)	「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)			
国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合(審査基準第2-1-(2)ク)	「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)			
⇒参照(所有権の登記) ⇒参照(管理:不動産の借用)				
○通知で定めるところにより、基本財産を確保していますか。		☐	☐	
法人が基本財産として確保しておかなければならない資産については、以下ア)～オ)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれア)～オ)の記載のとおりですが、これらの資産については、法人の設立の時のみならず、法人が存続する限り有していなければなりません。なお、以下に掲げる財産以外の財産であっても、法人は、法人が重要と認める財産を基本財産として差し支えないこととされています(審査基準第2-2-(1))。				
ア)社会福祉施設を経営する法人は、すべての施設についてその施設の用に供する不動産(法人の資産であるものに限る。)を基本財産として有していなければなりません(審査基準第2-2-(1)-イ本文)。				
イ)全ての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである法人は、1,000万円(平成12年11月30日以前に設立された法人の場合には、100万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければなりません(審査基準第2-2-(1)-イ但書)。				
ウ)社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。但し、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます(審査基準第2-2-(1)-ウ)。				
エ)次の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、通知の定めにより、一定期間の事業実績等を有すること等の要件を満たす場合には、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りる場合があります(審査基準第2-2-(1)-エ～カ)。各制度の取扱いについては、下表の左欄に掲げる事業の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる通知及びこれらの通知の関連通知を参照してください。				
事業	通知			

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係るものに限る。))	「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)			
共同生活援助事業等(認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業(共同生活援助に係るものに限る。))	「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)			
介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業	「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知)			
オ)社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければなりません。但し、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えありません(審査基準第2-2-(1)-キ)。 ⇒参照(基本財産の管理運用) 3 公益事業 公益事業とは、社会福祉事業以外の事業であって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的となりうる事業をいうと解されます(審査基準第1-2-(1))が、法人が行うものである以上、社会福祉と関連がない事業は該当しないものと解すべきとされています(審査基準第1-2-(5))。そのため、公益事業は、社会福祉と関係があり、公益性があるものである必要があります。 審査基準第1-2-(2)及び審査要領第1-2に、次の通り、公益事業の具体例が示されています(但し、社会福祉事業であるものは除かれますのでご注意ください。) ・必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 ・必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業 ・入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 ・日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 ・入所施設からの退院・退所を支援する事業 ・子育て支援に関する事業 ・福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 ・ボランティアの育成に関する事業 ・社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) ・社会福祉に関する調査研究等 ・法第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業※)				

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
※法第2条第2項各号及び第3項第1号から第9号までに規定する事業であって、常時保護を受ける者が、入所させてその保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（ただし、生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法に規定する小規模保育事業並びに障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを運営する事業並びに障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援A型及び離島等の地域で将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めた生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型に係るものについては10人）に満たないもの（令第1条、規則第1条）がこれに該当します。 ・介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設若しくは介護医療院を運営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業 ・有料老人ホームを運営する事業 ・社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を運営する事業 ・公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を運営する事業 （なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となります。）				
1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事业として、適正に実施されていますか。 ○当該事業は、社会福祉と関係があり、また公益性があるものですか。 ○当該事業の対象者に、福祉的な支援の必要な者が含まれていますか。 ○当該事業は、社会福祉の増進に資するもの（福祉人材の育成、事業者や従事者への支援等）ですか。 ○当該事業は、収益を上げることが目的とするものではありませんか。 ○公益事业の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来たしていませんか。 法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事业の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなつてはなりません（法第22条、第26条第1項）。 ○事業規模が社会福祉事業の規模を超えていませんか。 公益事业は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず（審査基準第1-2-(4)）、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはなりません。事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に原則、事業活動内訳表（会計省令第2号第2様式等）におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものです。 ○公益事业に欠損金が生じていませんか。 公益事业に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないように、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要があります。なお、所轄庁は、公益事业の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができます（法第57条第3号）。 また、公益事业において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事业に充てることとされています（審査基準第1-2-(6)）。		☐	☐	☐
4 収益事業 収益事業とは、法人が行う社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事业（以下「特定公益事业」という。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であつて、社会通念上事業と認められる程度のもの（審査基準第1-3-(1)）をいいます。 特定公益事业とは、次の事業をいいます（令第13条）。				

指 導 監 査 事 項	自主点検欄		
	適	不適	非該当
① 法第2条第4項第4号に掲げる事業(事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業) ② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業(社会福祉事業であるものを除く。) ③ 介護老人保健施設又は介護医療院を経営する事業 ④ 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業 ⑤ 精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業 ⑥ 児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業 ⑦ 社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの(平成14年厚生労働省告示第283号)			
1 法に基づき適正に実施されていますか。 収益事業は、法人が経営する社会福祉事業に支障がない範囲で、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業(以下「社会福祉事業等」という。)に充ててを目的として行うものであり(法第26条第1項)、収益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てていない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなります。なお、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができます(法第57条第2号、第3号)。			
○社会福祉事業等の経営の財源に収益が充てられていますか。	☐	☐	☐
○収益事業から収益が生じていないこと等を理由として、収益を社会福祉事業等に充てることが行われていない場合、収益事業の経営の改善のための組織的な検討や具体的な措置を行っていますか。	☐	☐	☐
○収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来たしていませんか。 法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはなりません(法第22条、第26条第1項)。	☐	☐	☐
2 社会福祉法人が行う収益事業として法令上認められるものですか。 ○事業規模が社会福祉事業の規模を超えていませんか。 法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、その経営する収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められません(審査基準第1-3-(5))。事業規模については、社会福祉事業が主たる地位を占めるかどうかを判断する際と同様に、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、原則、事業活動内訳表(会計省令第2号第2様式等)におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断します。	☐	☐	☐
○法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでありませんか。 実施する収益事業の種類について、法令上制限はありませんが、公益性の高い法人として、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当ではありません(審査基準第1-3-(2))。 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、行うことができません(審査要領第1-3-(2))。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業 ② 高利な融資事業 ③ ①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業	☐	☐	☐

指 導 監 査 事 項				自主点検欄																																			
				適	不適	非該当																																	
○当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものではありませんか。 次のような場合は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあります（審査要領第1-3-(3)）。 ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合 ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合				☐	☐	☐																																	
Ⅲ 管理 1 人事管理 1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っていますか。 ○重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われていますか。⇒参照(理事会決議一覧) 職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができますが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要があります（法第45条の13第4項第3号）。この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款又はその他の規程等において明確に定めておくべきです。 <table border="1"> <tr> <td colspan="6">重要な役割を担う職員の範囲を定めた規程等の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="6">重要な役割を担う職員の職名及び任免を行った理事会開催日（令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで）</td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> <td>理事会開催日</td> <td></td> <td>職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> <td>理事会開催日</td> <td></td> <td>職名</td> <td></td> </tr> </table> ○職員の任免は適正な手続きにより行われていますか。 ・職員の任免の方法については、その手続等について規程等で明確に定めておくべきです。 <table border="1"> <tr> <td colspan="6">職員の任免の手続き等について定めた規程等の名称</td> </tr> </table>							重要な役割を担う職員の範囲を定めた規程等の名称						重要な役割を担う職員の職名及び任免を行った理事会開催日（令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで）						職名		理事会開催日		職名		職名		理事会開催日		職名		職員の任免の手続き等について定めた規程等の名称						☐	☐	
重要な役割を担う職員の範囲を定めた規程等の名称																																							
重要な役割を担う職員の職名及び任免を行った理事会開催日（令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで）																																							
職名		理事会開催日		職名																																			
職名		理事会開催日		職名																																			
職員の任免の手続き等について定めた規程等の名称																																							
2 資産管理 ⇒参照(通知で定めるところにより、社会福祉事業を行うために必要な全ての物件を確保していますか。) ○社会福祉事業を行うために直接必要なすべての不動産（法人の所有する不動産に限る。）について、所有権の登記をしていますか。 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要です（審査基準第2-1-(1)前段）。 (1) 基本財産 ⇒参照(基本財産の確保) 1 基本財産の管理運用は、適切になされていますか。 ○社会福祉施設を経営する法人は、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産を、全て基本財産として定款に記載していますか。							☐	☐	☐																														
				☐	☐	☐																																	

指 導 監 査 事 項				自主点検欄																				
				適	不適	非該当																		
社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めておく必要があります(審査基準第2-2-(1)イ)。 ○社会福祉施設の用に供する不動産を除くほか、法人が基本財産として確保しておかなければならない資産を、全て基本財産として定款に記載していますか。 ○所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していませんか。 基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、これを処分し、又は担保に供する場合には、所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記しておく必要があります(審査基準第2-2-(1)-ア、定款例第29条)。 但し、①独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合、②独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)及び③社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合において、当該基本財産について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認が不要となります(定款例第29条参照)。 なお、③に該当する場合にあっては、貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出ることが必要となります。 ○基本財産(社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われていますか。 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次の表に記載したような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではありません(審査基準第2-3-(1))。 <基本財産(社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用の状況> <table><tr><th colspan="2">管理運用が原則として不適当な方法</th><th>有無</th><th colspan="2">管理運用が原則として不適当な方法</th><th>有無</th></tr><tr><td>① 価格変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)</td><td></td><td></td><td>③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)</td><td></td><td></td><td>④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)</td><td></td><td></td></tr></table> (2) 基本財産以外の財産 1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされていますか。 ○基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われていますか。 法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められますが、基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたっては、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法(※)で行われることが望ましいものとされています(審査基準第2-3-(2))。 「安全、確実な方法」であることについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではありませんが、理事長等の業務を執行する理事の独断による管理運用がなされたことによって法人の財産が大きく毀損する等のことがないようにするため、元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を行う場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えありません。)を整備すべきものです。 なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、次項(Ⅲ-2-(3)「株式保有」)の通り、一定の制約があります。				管理運用が原則として不適当な方法		有無	管理運用が原則として不適当な方法		有無	① 価格変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)			③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)			② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)			④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)			☐	☐	☐
管理運用が原則として不適当な方法		有無	管理運用が原則として不適当な方法		有無																			
① 価格変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)			③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)																					
② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)			④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)																					

指 導 監 査 事 項				自主点検欄														
				適	不適	非該当												
○その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正になされ、その処分がみだりに行われていませんか。 その他財産とは、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産をいいます。 その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、その処分がみだりに行われてはなりません(審査基準第2-2-(2)-イ)。 また、社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分については、法人において、管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えありません。)の整備を図るべきです。				☐	☐													
(3)株式保有 1 株式の保有は適切になされていますか。 ○当該株式の保有は、法令上認められるものですか。 株式の保有は、原則として、下表に掲げる①～③の場合に限られます(※)が、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性を担保するため、法人が営利企業を実質的に支配することがないように、当該営利企業の全株式の2分の1を超えて保有することはできません(審査基準第2-3-(2)、審査要領第2-(8)、(10))。 <table><tr><th colspan="2">保有が認められる場合</th><th>該当の有無</th></tr><tr><td>①</td><td>基本財産以外の資産の運用管理の場合(但し、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。)</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>未公開株のうち、次の要件を満たすもの。 ・社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。 ・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。 ・未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。</td><td></td></tr></table> ※但し、次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資が認められていません。 ■「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16 年3月12 日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知) ■「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27 年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)				保有が認められる場合		該当の有無	①	基本財産以外の資産の運用管理の場合(但し、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。)		②	基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)		③	未公開株のうち、次の要件を満たすもの。 ・社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。 ・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。 ・未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。		☐	☐	☐
保有が認められる場合		該当の有無																
①	基本財産以外の資産の運用管理の場合(但し、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。)																	
②	基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)																	
③	未公開株のうち、次の要件を満たすもの。 ・社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。 ・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。 ・未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。																	
○株式保有等を行っている場合(特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合に限る。)に、所轄庁に必要書類の提出をしていますか。 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な運営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行う必要があります。この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出する必要があります(審査要領第2-(9)、(11))。				☐	☐	☐												
記載事項	有無	記載事項	有無	記載事項	有無													

指 導 監 査 事 項						自主点検欄		
						適	不適	非該当
① 名称		⑤ 役員の数及び代表者の氏名		⑨ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合				
② 事務所の所在地		⑥ 従業員の数						
③ 資本金等		⑦ 保有する理由		⑩ 当該社会福祉法人と当該営利法人との関係(人事、取引等)				
④ 事業内容		⑧ 当該株式等の入手日						
(4) 不動産の借用 ⇒参照(通知で定めるところにより、社会福祉事業を行うために必要な全ての物件を確保していますか。) 1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っていますか。 ○社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていますか。 ○社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していますか。 不動産の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められる場合(上Ⅱ-2-2「通知で定めるところにより、社会福祉事業を行うために必要な全ての物件を確保していますか。」参照)には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません(審査基準第2-1-(1)等)。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合(※)は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合があります。 ※地上権又は賃借権の登記を要しないとされている場合は以下のとおりです。なお、これらの場合には、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければなりません。 ① 既設法人が通所施設を設置する場合(「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)、「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」(平成26年12月12日付け雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知)及び「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」(平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省高等教育局私学行政課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知)。に定める要件を満たす場合)								

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	非該当
上通知の摘要 ・ 既設法人(第1種社会福祉事業(法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限る。)又は第2 種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。 i 障害児通所支援事業所 ii 児童心理治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。) iii 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援又は就労継続支援に限る。) iv 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター v 母子福祉施設 vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター vii 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設 viii 地域活動支援センター ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が 10 人以上であるものに限る。)を行う施設 ・ なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。 i 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合 ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合 ② 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合(「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知)に定める要件を満たす場合) 上通知の摘要 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている(審査基準第2の1の(2)のオ)。 なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。				
3 会計管理 ⇒「会計管理編」にご記入ください(全法人) →「会計管理編」				
4 その他 (1)特別の利益供与の禁止 1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていませんか。 ○評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者(※)に対して特別の利益(※※)を与えていませんか。 法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされています(法第27条)。 ※特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は、次の通り政令で定められています(令第13条の2)。 ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人(i)又はその法人の事業活動を支配する者(ii)として省令で定めるもの(規則第1条の3)		☐	☐	

指 導 監 査 事 項			自主点検欄		
			適	不適	非該当
i 法人が事業活動を支配する法人とは 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（下 iii において「子法人」という。）とされています。 ii 法人の事業活動を支配する者とは 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とされています。 iii 上 i 及び ii において、「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは次に掲げる場合をいいます。 ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合 ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合 イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員 ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員 ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者 ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者 ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者 ※※「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいいます。例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられます。 また、法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負っています。					
(2) 社会福祉充実計画 1 社会福祉充実計画に従い事業が行われていますか。 ○社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われていますか。			☐	☐	☐
(3) 情報の公表 1 法令に定める情報の公表を行っていますか。 ○法令に定める事項について、インターネットを利用して公表していますか。 法人は、社会福祉法人の公益性を踏まえ、下表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を公表しなければなりません（法第59条の2第1項、規則第10条第1項）。 インターネットの利用による公表については、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載により行うものとされていますが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（WAM NET）に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表を行ったものとみなされます（規則第10条第1項、第2項）。 <法令に定める情報の公表の状況>			☐	☐	
遅滞なく公表しなければならない場合 公表する事項 公表の状況 参照					

指 導 監 査 事 項				自主点検欄						
				適	不適	非該当				
定款について、法人設立若しくは定款変更に係る所轄庁の認可を受けたとき又は所轄庁に変更の届出を行ったとき	定款の内容		☞							
役員及び評議員の報酬等の支給の基準について評議員会の承認を受けたとき	当該承認を受けた役員及び評議員の報酬等の支給の基準		☞							
法第59条の規定による届出をしたとき(※※)	当該届出をした計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の内容									
	当該届出をした役員等(役員及び評議員)名簿の内容									
	当該届出をした現況報告書(但し、規則第2条の41第1～13号、第16号に掲げる事項に限る。)の内容(※)		☞							
※現況報告書の様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」(平成29年3月29日付け雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるところによります。 ※※前表に掲げる「公表する事項」のうち「<u>法第59条の規定による届出をした</u>」書類(報酬等の総額を含む。)の内容について、WAM NET及び法人ホームページ以外のホームページで公表を行っている場合は、次の表に、公表サイトの名称及びURLを記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>公表サイトの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公表サイトのURL</td> <td>http://</td> </tr> </table> ・公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分(※)に限られ、個人の権利利益が害されるおそれがある部分(※※)は除かれます(規則第10条第3項)。 ※法人の運営に係る重要な部分ではないことによる省略は、計算書類及び役員等名簿については想定されていませんが、現況報告書の様式はこの規定を踏まえて定められています。 ※※個人の権利利益が害されるおそれがある部分としては、役員等名簿における個人の住所の記載や現況報告書における母子生活支援施設、婦人保護施設等の所在地(公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある)があります。				公表サイトの名称		公表サイトのURL	http://			
公表サイトの名称										
公表サイトのURL	http://									
(4)その他 1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていますか。 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません(法第78条第1項)。 ○福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていますか。 福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましいとされています。				☐	☐					
2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていますか。										

指 導 監 査 事 項				自主点検欄																																									
				適	不適	非該当																																							
社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません(法第82条)。 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付け障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)において定められているところであり、法人においては、この苦情解決の仕組みを整備し、活用することにより利用者からの苦情の適切な解決に努めていくことが求められます。 ○福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていますか。 苦情解決の仕組みの整備については、苦情解決の体制整備(※)、手順(※※)の決定及びそれらの利用者等への周知を行うことが求められます。 ※ 苦情解決の体制整備としては、苦情解決の責任主体を明確にするための苦情解決責任者の設置、職員の中から苦情受付担当者を任命するとともに、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員を設置し、法人が経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備します。 第三者委員には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること、世間からの信頼性を有する者であることが求められるものであり、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが想定されます。なお、法人の関係者であっても、法人の業務執行や福祉サービスの提供に直接関係しない者(評議員、監事等)については、認められます。 ※※ 苦情解決の手順としては、次のようなことが考えられます。 ① 施設内への掲示、パンフレットの配布等による利用者に対する苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについての周知 ② 苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、苦情の受付内容と対応方法の記録 ③ 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告(苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く) ④ 苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決(苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。) ⑤ ④で解決できない場合は第三者委員の立ち会い ⑥ 「事業報告書」や「広報誌」等実績を公表(個人情報に関するものを除く。) ＜苦情解決の体制の状況＞ <table><tr><td rowspan="2">苦情解決責任者</td><td>職名</td><td></td><td>職名</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>氏名</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">苦情受付担当者</td><td>職名</td><td></td><td>職名</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>氏名</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第三者委員</td><td>資格等</td><td></td><td>資格等</td><td></td><td>資格等</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>氏名</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr></table> 3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていますか。 法人は、登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところにより、変更の登記をしなければなりません(法第29条第1項)。 ○登記事項(資産の総額を除く。)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしていますか。 資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内に、変更の登記をしなければなりません(組合等登記令第3条第1項)。 ○資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしていますか。				苦情解決責任者	職名		職名		職名		氏名		氏名		氏名		苦情受付担当者	職名		職名		職名		氏名		氏名		氏名		第三者委員	資格等		資格等		資格等		氏名		氏名		氏名		☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
苦情解決責任者	職名		職名			職名																																							
	氏名		氏名		氏名																																								
苦情受付担当者	職名		職名		職名																																								
	氏名		氏名		氏名																																								
第三者委員	資格等		資格等		資格等																																								
	氏名		氏名		氏名																																								

指 導 監 査 事 項										自主点検欄					
										適	不適	非該当			
資産の総額の変更の登記は、毎事業年度の末日現在により、当該末日から3月以内(毎年度6月末まで)にしなければなりません(組合等登記令第3条第3項)。 <法人登記の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)>															
政令に定める登記事項(組合等登記令第2条及び同令別表)		変更年月日		登記年月日											
① 目的及び業務															
② 名称															
③ 事務所の所在場所															
④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格(重任の場合を含む。)															
⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由															
⑥ 資産の総額		①令和3年3月31日、②令和4年3月31日		①、②											
4 契約等は適正に行われていますか。 ○法人印及び代表者印の管理について管理が十分に行われていますか。 法人印及び代表者印は、その管理者を定めるなど管理を厳正に行う必要があります(徹底通知5-(6)-エ)。 ○理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めていますか。 理事長が契約について職員に委任する場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定める必要があります(入札通知1-(1)参照)。 ○随意契約を行っている場合は、一般的な基準(※)に照らし合わせて適当と認められますか。 ※ 随意契約によることができる場合の一般的な基準については、入札通知1-(3)を参照してください。 ○予定価格1,000万円を超える売買、賃貸借、請負その他の契約について、競争入札を行っていますか。 ○予定価格1,000万円を超えない売買、賃貸借、請負その他の契約について、3社以上(※)の業者から見積を徴し比較するなど、適正な価格を検討していますか。 ※ただし、工事又は製造の請負については250万円、食料品・物品等の買入については160万円、その他の契約については100万円を超えない場合は、2社以上の業者からの見積で差し支えありません(入札通知1(4))。 ○100万円を超える契約について、契約書を作成していますか。 ○100万円以内の契約について、請書その他これに準ずる書面を徴していますか。															
<100万円を超える契約の状況(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日までに締結した契約、額が大きいものから順に最大10件)> ⇒参照(理事会決議一覧)															
理事会決議日	契約年月日	契約内容	相手方	金額 (千円)	伺い書 (稟議書)	入札書	見積書	契約書	請書						

指 導 監 査 事 項											自主点検欄		
											適	不適	非該当
1					千円						☐	☐	
2					千円						☐	☐	
3					千円						☐	☐	
4					千円						☐	☐	
5					千円						☐	☐	
6					千円						☐	☐	
7					千円						☐	☐	
8					千円						☐	☐	
9					千円						☐	☐	
10					千円						☐	☐	
※業務委託については、更新も含む。 ※単価契約については、年間総額で100万円を超えるものを含む。													

ご協力ありがとうございました。

指 導 監 査 事 項		自主点検欄			
適	不適	非該当			
指導監査事項欄に貴法人の状況を記入するとともに、自主点検欄の該当する□に✓を入れてください。 適切に行われているとき⇒「適」。適切に行われていないとき⇒「不適」。設問の事例に該当しないとき⇒「非該当」。					
会計管理編 ⇒運営管理(リンク元)に戻る。					
(1) 会計の原則					
○会計省令、運用上の取扱い及び留意事項に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成していますか。					
☐	☐				
法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項(以上三者を以下、「会計基準」と総称します。)に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければなりません(会計省令第1条第1項)。 また、会計基準において、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければなりません(同条第2項)。 なお、会計基準は、法人が行う全ての事業に関する会計に適用されます(同条第3項)。					
(2) 規程・体制					
1 経理規程を制定していますか。					
○定款等に定めるところにより、経理規程を制定していますか。					
☐	☐				
・法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとされています(留意事項1(4))。 定款例第34条に、「法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。」と規定されています。 経理規程においては、法令等及び定款に定めるものの他、法人が会計処理を行うために必要な事項(予算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等)を規定します。					
<table><tr><td>直近の経理規程の制定(改正)に関する理事会開催日</td><td></td></tr></table>				直近の経理規程の制定(改正)に関する理事会開催日	
直近の経理規程の制定(改正)に関する理事会開催日					
○経理規程を遵守していますか。					
・経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていますか。					
☐	☐				
経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められます。					
2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されていますか。					
○予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されていますか。					
☐	☐				
法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなどの内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきです(留意事項1(1))。					
⇒別紙②「会計責任者等」にご記入ください(別の様式での提出も可)。					
※リンク(別紙②「会計責任者等」)					
○会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制となっていますか。					
☐	☐				
・(統括)会計責任者、出納職員、予算管理責任者、固定資産管理責任者、内部監査人等は、理事長が任命し、辞令を交付していますか。					
☐	☐				
法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきです(留意事項1(2))。					

指 導 監 査 事 項				自主点検欄		
				適	不適	未該当
※ サービス区分の設定については、次のような例があります(運用上の取扱い3)。 ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11 年厚生省令第37 号)その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18 年厚生労働省令第171号)における会計の区分 ③ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26 年内閣府令第39号)における会計の区分 ④ ①から③以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの区分 ・サービス区分の設定は、次の方法により行います(留意事項5)。 ① 原則的な方法 介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、上記の例示に示した指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とします。他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分します。なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできます。 ② 簡便的な方法 介護保険関係事業又は保育関係事業については、上記の原則にかかわらず、次の取扱いとすることができます。 i 介護保険関係 次の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えありません。 ・指定訪問介護と第1号訪問事業 ・指定通所介護と第1号通所事業 ・指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護と第1号通所事業 ・指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業 ・指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護 ・指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護 ・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護 ・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与 ・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売 ・指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業 ii 保育関係 子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65 号)第27 条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)を経営する事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えありません。 なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとします。 また、各事業費の算出に当たっての基準及び内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとします。 2 会計省令等に定める会計処理の基本的取扱い(※)に沿った会計処理を行っていますか。 ※会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いには次のような内容があります。 ・借入金、補助金及び寄附金はその目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上していますか(留意事項8、9、10)。						

指 導 監 査 事 項	自主点検欄		
	適	不適	未該当
・共通支出(費用)については、例えば、人件費であれば勤務時間割合等、建物であれば延床面積等によって配分することとされておりますが、法人において、どのような配分方法を用いたかが分かるように記録したうえで、その配分方法に従って適切に処理していますか(会計省令第14条第2項、運用上の取扱い7、留意事項13(1)及び別添1)。	☐	☐	☐
・事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、計算書類各号第2様式及び第3様式において相殺消去し、法人単位の計算書類(各号第1様式)において、全ての内部取引を相殺消去していますか(会計省令第11条、運用上の取扱い4)。	☐	☐	☐
・貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示していますか(会計省令第26条第1項、運用上の取扱い6)。	☐	☐	☐
・貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生して債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示していますか(会計省令第26条第1項、運用上の取扱い6)。	☐	☐	☐
3 計算書類が法令に基づき適正に作成されていますか。			
○作成すべき計算書類が作成されていますか。	☐	☐	
・計算書類の作成に関しては、事業区分及び拠点区分を設けなければならない、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければなりません(会計省令第7条の2第1項、第10条第1項)。 なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は、重複することとなる書類の作成を省略することができます(会計省令第7条の2第2項、留意事項7)。			
・ 計算書類の作成は次のとおり行われていますか。	☐	☐	
・ 記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、1円単位で表示します。			
・ 計算書類の様式は、会計省令に定めるところ(第1号第1様式から第3号第4様式まで)によります。			
・ 各号第2様式については、事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能であり、各号第3様式については、当該事業区分に拠点区分が一つである場合は省略可能です。			
・ 各号第4様式については、各拠点区分に作成しなければなりません。			
・ 計算書類の様式には勘定科目が大区分、中区分、小区分の別に規定されています。法人において必要がない科目の省略や適切な科目がないと考えられる場合の追加の取扱いについては、様式ごと、区分ごとに定められています(留意事項25(1))。なお、「〇〇収入」というような科目名が特定されていない勘定科目については、法人がその内容を示す科目名を付して記載することができます。また、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することはできません。			
【資金収支計算書】			
○計算書類に整合性がとれていますか。			
・資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。))を除く。(会計省令第13条、運用上の取扱い5))が一致していますか。	☐	☐	
・資金収支計算書の前期末支払資金残高も同様に貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致していますか。	☐	☐	
・「予算」欄の金額(留意事項2参照)が、理事会(定款で収支予算書につき評議員会の承認を要する旨を定めている法人にあっては評議員会。)で承認された最終補正予算額(補正が無い場合は当初の予算額)と一致していますか。	☐	☐	
○資金収支計算書の様式が会計基準に則していますか(会計省令第17条第4項)。	☐	☐	
・勘定科目は、留意事項別添3勘定科目説明の1. 資金収支計算書勘定科目の説明に従って記載していますか(会計省令第18条、留意事項25(1))。	☐	☐	
法人単位資金収支計算書(会計省令第一号第一様式)、資金収支内訳表(会計省令第一号第二様式)及び事業区分資金収支内訳表(会計省令第一号第三様式)は、大区分のみを記載しますが、必要のない勘定科目は省略できます。ただし、追加・修正はできません(留意事項25(1))。			

指 導 監 査 事 項						自主点検欄																																																																																						
						適	不適	未該当																																																																																				
拠点区分資金収支計算書(会計省令第一号第四様式)は、小区分までを記載しますが、必要のない勘定科目は省略できます。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加することができます。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることができます(留意事項25(1))。 ○資金収支予算書(事業計画書を含む。)は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されていますか。⇒参照(理事会決議一覧) <table><tr><td>定款に定める手続き</td><td></td></tr></table> ・毎年度、全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支予算書を作成した上で、その予算に基づいて事業活動を行っていますか(留意事項2(2))。 ・資金収支予算書は、事業計画をもとに、各拠点区分ごとに資金収支計算書の勘定科目に準拠して作成していますか(留意事項2(1))。 ○予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ていますか。 ・法人は、予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとされています。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではありません(留意事項2(2))。 ・当初予算を変更し、補正予算を編成する場合の手続について、法人の定款、経理規程等において定めていますか。 ・補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲について、規程や予算等において定めていますか。 ・支出総額が予算より増加する場合や収入が予算より減少する場合であって予算どおりに支出を行うと欠損が生じる場合等予算と乖離が生じている場合に、理事長等予算の執行を担当する理事が理事会で説明を行い承認を受ける等の対応を行っていますか。 ＜事業計画及び収支予算の承認等の状況＞ <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">令和3年度予算</th></tr><tr><th>理事会の開催日</th><th>承認の有無</th><th>※理事の最終同意日</th><th>同意の割合</th><th>※※評議員会の開催日</th><th>承認の有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>当 初</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補 正 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補 正 2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補 正 3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">令和4年度予算</th></tr><tr><th>理事会の開催日</th><th>承認の有無</th><th>※理事の最終同意日</th><th>同意の割合</th><th>※※評議員会の開催日</th><th>承認の有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>当 初</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補 正 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補 正 2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>補 正 3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※事業計画及び収支予算について、定款にて理事総数(現在数)の三分の二以上の同意を要件としている法人が該当します(定款例(租税特別措置法第40条適用版)第33条)。 ※※事業計画及び収支予算について、定款にて評議員会の承認事項としている法人が該当します(定款例第31条、定款例(租税特別措置法第40条適用版)第33条)。						定款に定める手続き			令和3年度予算						理事会の開催日	承認の有無	※理事の最終同意日	同意の割合	※※評議員会の開催日	承認の有無	当 初							補 正 1							補 正 2							補 正 3								令和4年度予算						理事会の開催日	承認の有無	※理事の最終同意日	同意の割合	※※評議員会の開催日	承認の有無	当 初							補 正 1							補 正 2							補 正 3							☐	☐	
定款に定める手続き																																																																																												
	令和3年度予算																																																																																											
	理事会の開催日	承認の有無	※理事の最終同意日	同意の割合	※※評議員会の開催日	承認の有無																																																																																						
当 初																																																																																												
補 正 1																																																																																												
補 正 2																																																																																												
補 正 3																																																																																												
	令和4年度予算																																																																																											
	理事会の開催日	承認の有無	※理事の最終同意日	同意の割合	※※評議員会の開催日	承認の有無																																																																																						
当 初																																																																																												
補 正 1																																																																																												
補 正 2																																																																																												
補 正 3																																																																																												
	☐	☐																																																																																										
	☐	☐																																																																																										
	☐	☐																																																																																										
	☐	☐																																																																																										
	☐	☐																																																																																										
	☐	☐																																																																																										
	☐	☐																																																																																										

指 導 監 査 事 項	自主点検欄		
	適	不適	未該当
・寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書の提出を受け、寄附金収益明細書(運用上の取り扱い別紙3(②))を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載していますか(留意事項9(2))。また、寄附金申込書、寄附金額収書(控)、寄附金品台帳の記録は全て対応していますか。	☐	☐	
【貸借対照表】			
○計算書類に整合性がとれていますか。			
・貸借対照表の資産の部合計の金額と、負債及び純資産の部合計の金額が一致していますか(貸借一致)。	☐	☐	
・貸借対照表の純資産の部合計の金額と財産目録の差引純資産の金額が一致していますか(会計省令第33条)。	☐	☐	
○貸借対照表の様式が会計基準に則していますか(会計省令第27条第4項)。	☐	☐	
・勘定科目は、留意事項別添3勘定科目説明の3. 貸借対照表勘定科目の説明に従って記載していますか(会計省令第28条、留意事項25(1))。	☐	☐	
法人単位貸借対照表(会計省令第3号第一様式)、貸借対照表内訳表(会計省令第3号第二様式)、事業区分貸借対照表内訳表(会計省令第3号第三様式)及び拠点区分貸借対照表(会計省令第4号第四様式)は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できます。また、勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な勘定科目を追加することができます(留意事項25(1))。			
○計算書類及び財産目録に計上している資産は実在していますか(会計省令第2条第1号)。	☐	☐	
・架空資産が計上されていませんか。	☐	☐	
○資産を取得した場合、原則として取得価額を付していますか(会計省令第4条第1項)。	☐	☐	☐
取得価額には、資産を取得した際に要した手数料等の付随費用も含まれます。			
・通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行っていますか(会計省令第4条第1項但書、運用上の取扱い14(1))。	☐	☐	☐
・交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行っていますか(会計省令第4条第1項但書、運用上の取扱い14(2))。	☐	☐	☐
○有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っていますか(会計省令第4条第2項)。	☐	☐	
減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構築物及び車輛運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象として、原則として各資産ごとに行わなければなりません(会計省令第4条第2項、運用上の取扱い16(1)、留意事項17(1))。			
・有形固定資産については、定額法又は定率法のいずれかの方法により、ソフトウェア等の無形固定資産については、定額法により償却計算を行っていますか(運用上の取扱い16(2))。	☐	☐	
・減価償却期間が終了している資産については、資産の種別及び取得時期に応じて、残存価額を次の通り計上していますか(留意事項17(2))。	☐	☐	☐
ア) 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産は取得価額の10%を残存価額とする。ただし、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、減価償却期間が終了していることを示す備忘価額(1円)まで償却を行うことが可能である。			
イ) 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産は償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。			
ウ) 無形固定資産は取得時期にかかわらず、残存価額はゼロとする。			

指 導 監 査 事 項	自主点検欄														
	適	不適	未該当												
・各資産の耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により、適用する償却率等は留意事項別添2(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表)によっていますか(留意事項17(3)(4))。	☐	☐													
・減価償却計算は、原則として、1年を単位として行い、年度の中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする。)として計算を行っていますか。(留意事項17(5))。	☐	☐													
○資産について時価評価を適正に行っていますか(会計省令第4条第3項)。 ・時価評価を行うべき資産を把握していますか。	☐	☐													
・法人の資産を適正に表示するため、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い資産について、当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価評価を行っていますか。	☐	☐	☐												
時価評価の対象となる「著しく低い」とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいいます(留意事項22)。 「使用価値」(注)を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができます(運用上の取扱い17)。 (注)「使用価値」により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られ、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定します。															
○有価証券の価額について適正に評価していますか(会計省令第4条第5項)。 ・満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末日においてその時の時価を付していますか(会計省令第4条第5項)。	☐	☐	☐												
・満期保有目的の債券は、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としていますか(運用上の取扱い15)。	☐	☐	☐												
＜有価証券の状況＞ <table><thead><tr><th>種 類</th><th>金 額</th><th>期 間</th><th>利 率 等</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	種 類	金 額	期 間	利 率 等											
種 類	金 額	期 間	利 率 等												
○棚卸資産について適正に評価していますか(会計省令第4条第6項)。 ・棚卸資産(貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料等)について、会計年度末における時価がその時の取得価額より低いときは、時価を付していますか(会計省令第4条第6項)。	☐	☐	☐												
この場合の「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいいます。															
○負債は網羅的に(すべての負債をもれなく)計上していますか(会計省令第5条第1項)。 借入金の利息を支払っていない場合は、当該利息を債務に計上する必要があります。	☐	☐													
○引当金を適正に計上していますか。 引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として繰り入れるものであり、会計基準においては、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の取扱いについて個別に定められています(運用上の取扱い18(1))。	☐	☐	☐												

指 導 監 査 事 項	自主点検欄		
	適	不適	未該当
○債権について徴収不能引当金を適正に計上していますか(会計省令第4条第4項)。 徴収不能引当金は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権(事業未収金、未収金、受取手形、貸付金等)を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する方法(以下「個別法」という。)によるとともに、これらの債権について、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する方法(以下「一括法」という。)によるものであり、徴収不能引当金は、貸借対照表において金銭債権から控除する形で表示しなければなりません(会計省令第4条第4項、運用上の取扱い18(2)、留意事項18(1))。 一括法については、過去の貸倒実績率による徴収不能額の見積もりについては、客観的根拠に基づき算定されるべきであり、過去に貸倒の実績(日常的取引に係る債権や福祉サービス等の利用者負担額に係る債権等であって、少額であるため貸倒れによる法人の財務状況への影響が軽微な債権に係るものを除く。)を有する法人は、経理規程等で見積もりの方法を定めておくことが望ましく、この場合は経理規程等に基づく方法により徴収不能引当金を計上することが求められます。 ○賞与引当金を適正に計上していますか(会計省令第5条第2項第1号)。 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上します。原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上します(運用上の取扱い18(2)(3))。 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上します(留意事項18(2))。 ○退職給付引当金を適正に計上していますか(会計省令第5条第2項第2号)。 退職給付引当金は、職員に対し退職金を支給することが定められている場合に、将来支給する退職金のうち当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を計上します。原則として、引当金のうち退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上します(運用上の取扱い18(2)(4))。 ただし、退職給付の対象となる職員数が300人未満の法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができます(留意事項21(1))。 また、法人が公的な退職金制度を活用している場合については、その内容に応じて ア) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度を活用する場合は、当該制度の対象となる者については、法人の資産から退職金の支払いを行うことはないため、退職給与引当金の計上は行わず、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理します(留意事項21(2))。 イ) 都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上します。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上することが原則ですが、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができます(留意事項21(3))。 ○上記のほか、引当金の計上は適切ですか(会計省令第5条第2項)。 引当金については、全ての要件(※)に該当する場合には計上が必要です。また、全ての要件に該当する場合以外の、利益を留保する目的で計上された引当金は認められません。 ※将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合を言います(運用上の取扱い18(1))。 特に、役員に対し支払う退職慰労金は、在任期間中の職務執行に対する後払いの報酬と考えられており、役員報酬と同様の手続を経る必要があります。支給額が役員退職慰労金に関する規程(役員報酬基準)により合理的に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上します(運用上の取扱い18(4))。	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐
	☐	☐	☐

指 導 監 査 事 項	自主点検欄		
	適	不適	未該当
○純資産を適正に計上していますか(会計省令第26条第2項)。 貸借対照表に計上する純資産については、会計基準において、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額が定められています。純資産については、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を示すものとして貸借対照表に表示されるものであり、これらについては、会計基準に従い、貸借対照表に適正に計上される必要があります。	☐	☐	
○基本金について適正に計上していますか。 ・基本金には、次のア～ウの区分に従い、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上していますか(会計省令第6条第1項)。 ア) 第1号基本金 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等取得すべきものとして指定された寄附金の額(具体的には、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額)。 なお、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額(又は評価差額)は、寄附金とせずに、国庫補助金等を含めて取り扱います。 また、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含めません。 (運用上の取扱い11(1)、留意事項14(1)ア) イ) 第2号基本金 第1号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額(具体的には、施設の創設及び増築等のために基本財産等取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額)(運用上の取扱い11(2)、留意事項14(1)イ)。 ウ) 第3号基本金 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額(具体的には、審査要領第2の(3)に定める当該法人の年間事業費の12の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額)(運用上の取扱い11(3)、留意事項14(1)ウ)。 ・基本金への組入れは、会計省令第6条第1項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行っていますか(会計省令第22条第4項、運用上の取扱い11)。 ・複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分していますか(留意事項14(2))。 基本金の組み入れは、会計年度末に一括して合計額を計上することができます(留意事項14(2))。 ・法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上していますか(会計省令第22条第6項、運用上の取扱い12)。 ・基本金の取崩しは、各拠点区分において取崩しの処理を行っていますか(留意事項14(3))。 ・基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けてから行っていますか(留意事項14(3))。	☐	☐	
○国庫補助金等特別積立金について適正に計上していますか。 ・国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(以下「国庫補助金等」という。)の額を計上するものですが、具体的に、次のア～オに掲げるものを計上していますか(会計省令第6条第2項、運用上の取扱い10、留意事項14(1)ア、15(1))。 ア) 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等 イ) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの ウ) 自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等 エ) 施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金 オ) 地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額(又は評価差額)	☐	☐	

指 導 監 査 事 項	自主点検欄		
	適	不適	未該当
・国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上していますか(会計省令第22条第4項、運用上の取扱い10)。	☐	☐	
・国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立て、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分していますか(留意事項15ア)。	☐	☐	☐
・設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものについて、次のア～ウの通り、処理していますか(留意事項15ア)。 ア) 実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立えていますか。 イ) 当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合について、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行っていますか(ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができます)。 ウ) 設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行っていますか。 なお、当該修正額は原則として特別増減の部に記載しますが、重要性が乏しい場合はサービス活動外増減の部に記載できます。	☐	☐	☐
・毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上していますか(会計省令第22条第1項、運用上の取扱い9)。	☐	☐	
・設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費(主として減価償却費をいう)の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上していますか(留意事項15(2)イ)。 国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費(主として減価償却費をいう)の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上します(留意事項15(2)イ)。	☐	☐	☐
・国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上していますか(会計省令第22条第4項、運用上の取扱い9)。	☐	☐	☐
・国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合について、各拠点区分で処理していますか(留意事項15(2)イ)。 非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上します(留意事項15(2)イ)。	☐	☐	
○その他の積立金について適正に計上していますか。 その他の積立金は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものであり、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができます(会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19)。 就労支援事業に係る工賃変動積立金及び設備等整備積立金の取扱いについては、会計基準において取扱いが定められています(留意事項19(3)、(4))。			
・当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額を超えて積立をしていませんか。	☐	☐	☐
・その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていますか。	☐	☐	☐
・その他の積立金の計上に関して、積立ての目的を示す名称を付していますか(運用上の取扱い19)。	☐	☐	☐
・その他の積立金の計上に関して、積立金と同額の積立資産を計上していますか(運用上の取扱い19)。	☐	☐	☐
・積立金に対応する積立資産の取崩に関して、当該積立金を同額取崩していますか(運用上の取扱い19)。	☐	☐	☐

指 導 監 査 事 項								自主点検欄																																																																																							
								適	不適																																																																																						
<その他の積立金の状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の積立金の名称</th> <th>決議を得た理事会の開催日</th> <th>その他の積立金の名称</th> <th>決議を得た理事会の開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>								その他の積立金の名称	決議を得た理事会の開催日	その他の積立金の名称	決議を得た理事会の開催日																																																																																				
その他の積立金の名称	決議を得た理事会の開催日	その他の積立金の名称	決議を得た理事会の開催日																																																																																												
(4)会計帳簿 1 会計帳簿は適正に整備されていますか。 ○各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成していますか(法第45条の24第1項、留意事項2)。 ・各拠点ごとに、閉鎖の時から10年間、仕訳日記帳及び総勘定元帳を備え置いていますか(法第45条の24第2項、留意事項2)。 ・会計帳簿及び必要な補助簿の作成について、経理規程等に定めていますか。 ・固定資産管理台帳を作成し、基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)に関する個々の資産の管理を行っていますか(留意事項27)。								☐	☐																																																																																						
<会計帳簿の状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>帳簿名</th> <th>有無</th> <th>帳簿名</th> <th>有無</th> <th>帳簿名</th> <th>有無</th> <th>帳簿名</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要簿</td> <td>仕訳日記帳</td> <td> </td> <td>総勘定元帳</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補助簿</td> <td>現金出納帳</td> <td> </td> <td>棚卸資産受払台帳</td> <td> </td> <td>長期前払費用台帳</td> <td> </td> <td>事業収入管理台帳</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>小口現金出納帳</td> <td> </td> <td>貯蔵品台帳</td> <td> </td> <td>未払金台帳</td> <td> </td> <td>補助金台帳</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>固定資産管理台帳</td> <td> </td> <td>立替金台帳</td> <td> </td> <td>預り金台帳</td> <td> </td> <td>事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間長期貸付金(長期借入金)管理台帳</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>寄附金品台帳</td> <td> </td> <td>前払金台帳</td> <td> </td> <td>前受金台帳</td> <td> </td> <td rowspan="2">事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間短期貸付金(短期借入金)管理台帳</td> <td rowspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>預金(貯金)出納帳</td> <td> </td> <td>貸付金台帳</td> <td> </td> <td>仮受金台帳</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>当座預金残高調整表</td> <td> </td> <td>仮払金台帳</td> <td> </td> <td>借入金台帳</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>有価証券台帳</td> <td> </td> <td>リース資産管理台帳</td> <td> </td> <td>退職給付引当金台帳</td> <td> </td> <td rowspan="2">事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間繰入金管理台帳</td> <td rowspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>未収金台帳</td> <td> </td> <td>差入保証金台帳</td> <td> </td> <td>基本金台帳</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>会計伝票</td> <td> </td> <td>月次試算表</td> <td> </td> <td>予算管理表</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>									帳簿名	有無	帳簿名	有無	帳簿名	有無	帳簿名	有無	主要簿	仕訳日記帳		総勘定元帳						補助簿	現金出納帳		棚卸資産受払台帳		長期前払費用台帳		事業収入管理台帳		小口現金出納帳		貯蔵品台帳		未払金台帳		補助金台帳		固定資産管理台帳		立替金台帳		預り金台帳		事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間長期貸付金(長期借入金)管理台帳		寄附金品台帳		前払金台帳		前受金台帳		事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間短期貸付金(短期借入金)管理台帳		預金(貯金)出納帳		貸付金台帳		仮受金台帳		当座預金残高調整表		仮払金台帳		借入金台帳		有価証券台帳		リース資産管理台帳		退職給付引当金台帳		事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間繰入金管理台帳		未収金台帳		差入保証金台帳		基本金台帳		その他	会計伝票		月次試算表		予算管理表				☐	☐
	帳簿名	有無	帳簿名	有無	帳簿名	有無	帳簿名	有無																																																																																							
主要簿	仕訳日記帳		総勘定元帳																																																																																												
補助簿	現金出納帳		棚卸資産受払台帳		長期前払費用台帳		事業収入管理台帳																																																																																								
	小口現金出納帳		貯蔵品台帳		未払金台帳		補助金台帳																																																																																								
	固定資産管理台帳		立替金台帳		預り金台帳		事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間長期貸付金(長期借入金)管理台帳																																																																																								
	寄附金品台帳		前払金台帳		前受金台帳		事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間短期貸付金(短期借入金)管理台帳																																																																																								
	預金(貯金)出納帳		貸付金台帳		仮受金台帳																																																																																										
	当座預金残高調整表		仮払金台帳		借入金台帳																																																																																										
	有価証券台帳		リース資産管理台帳		退職給付引当金台帳		事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間繰入金管理台帳																																																																																								
未収金台帳		差入保証金台帳		基本金台帳																																																																																											
その他	会計伝票		月次試算表		予算管理表																																																																																										
○計算書類における各勘定科目の金額は、総勘定元帳等の金額と一致していますか(会計省令第2条第2号、第7条の2)。 ・基本財産及びその他の固定資産の金額は、固定資産管理台帳の金額と一致していますか。								☐	☐																																																																																						

指 導 監 査 事 項				自主点検欄		
				適	不適	未該当
(5) 附属明細書等						
1 注記が法令に基づき適正に作成されていますか(会計省令第29条)。						
○注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していますか。				☐	☐	
・基本財産の増減の内容及び金額(注記事項の6)が、計算書類と整合していますか。				☐	☐	
・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(注記事項の9)が、計算書類と整合していますか。				☐	☐	☐
・債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高(注記事項の10)が、計算書類と整合していますか。				☐	☐	☐
○計算書類の注記について注記すべき事項が記載されていますか。						
計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分ごとに注記事項が次のとおり定められています(会計省令第29条)。 なお、拠点区分が1つの法人は、法人全体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記を省略することができます(会計省令第29条第4項但書)。 また、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、会計基準省令第29条第1項第1号、第3号、第9号及び第10号を除いては、項目名の記載を省略することができません。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載しなければなりません(留意事項25(2))。						
<計算書類の注記の状況>						
注	記	事	項	法人全体	拠点区分	該当がない場合
1	継続事業の前提に関する注記			○	×	項目記載不要
2	重要な会計方針			○	○	「該当なし」と記載
3	重要な会計方針の変更			○	○	項目記載不要
4	法人で採用する退職給付制度			○	○	「該当なし」と記載
5	法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分			○	○	「該当なし」と記載
6	基本財産の増減の内容及び金額			○	○	「該当なし」と記載
7	基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し			○	○	「該当なし」と記載
8	担保に供している資産			○	○	「該当なし」と記載
9	固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)			○	○	項目記載不要
10	債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)			○	○	項目記載不要
11	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益			○	○	「該当なし」と記載
12	関連当事者との取引の内容			○	×	「該当なし」と記載
13	重要な偶発債務			○	×	「該当なし」と記載
14	重要な後発事象			○	○	「該当なし」と記載
15	合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け			○	×	「該当なし」と記載
16	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項			○	○	「該当なし」と記載
2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されていますか(会計省令第30条)。						

指 導 監 査 事 項			自主点検欄																																																																																
			適	不適	未該当																																																																														
○作成すべき附属明細書が様式に従って作成されていますか。 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおりであり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められています(運用上の取扱い26、別紙3(①)から別紙3(⑭)まで)。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成を省略することができます(運用上の取扱い26)。 ＜法人全体で作成する附属明細書の状況＞ 別紙3(①)から別紙3(⑦)までの附属明細書は、法人全体で作成し、附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示します(運用上の取扱い26(1))。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法 人 全 体 で 作 成 す る 附 属 明 細 書</th> <th>作成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙3(①)</td> <td>借入金明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(②)</td> <td>寄附金収益明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(③)</td> <td>補助金事業等収益明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(④)</td> <td>事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑤)</td> <td>事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑥)</td> <td>基本金明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑦)</td> <td>国庫補助金等特別積立金明細書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ＜拠点区分で作成する附属明細書の状況＞ 別紙3(⑧)から別紙3(⑭)までの附属明細書は、拠点区分ごとに作成し、法人全体で作成する必要はありません。 また、一部の附属明細書(注1及び注2(エ))については、複数の附属明細書のうちのいずれかを作成すればよいこととされています(運用上の取扱い26(2))。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">拠 点 区 分 で 作 成 す る 附 属 明 細 書</th> <th>作成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙3(⑧)</td> <td>基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑨)</td> <td>引当金明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑩)</td> <td>拠点区分資金収支明細書(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑪)</td> <td>拠点区分事業活動明細書(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑫)</td> <td>積立金・積立資産明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑬)</td> <td>サービス区分間繰入金明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑭)</td> <td>サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑮)</td> <td>就労支援事業別事業活動明細書(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(別紙3(⑮)-2)</td> <td>就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑯)</td> <td>就労支援事業製造原価明細書(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(別紙3(⑯)-2)</td> <td>就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑰)</td> <td>就労支援事業販管費明細書(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(別紙3(⑰)-2)</td> <td>就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑱)</td> <td>就労支援事業明細書(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(別紙3(⑱)-2)</td> <td>就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(⑲)</td> <td>授産事業費用明細書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						法 人 全 体 で 作 成 す る 附 属 明 細 書		作成状況	別紙3(①)	借入金明細書		別紙3(②)	寄附金収益明細書		別紙3(③)	補助金事業等収益明細書		別紙3(④)	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		別紙3(⑤)	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書		別紙3(⑥)	基本金明細書		別紙3(⑦)	国庫補助金等特別積立金明細書		拠 点 区 分 で 作 成 す る 附 属 明 細 書		作成状況	別紙3(⑧)	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書		別紙3(⑨)	引当金明細書		別紙3(⑩)	拠点区分資金収支明細書(注1)		別紙3(⑪)	拠点区分事業活動明細書(注1)		別紙3(⑫)	積立金・積立資産明細書		別紙3(⑬)	サービス区分間繰入金明細書		別紙3(⑭)	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		別紙3(⑮)	就労支援事業別事業活動明細書(注2)		(別紙3(⑮)-2)	就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)(注2)		別紙3(⑯)	就労支援事業製造原価明細書(注2)		(別紙3(⑯)-2)	就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)(注2)		別紙3(⑰)	就労支援事業販管費明細書(注2)		(別紙3(⑰)-2)	就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)(注2)		別紙3(⑱)	就労支援事業明細書(注2)		(別紙3(⑱)-2)	就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)(注2)		別紙3(⑲)	授産事業費用明細書				
法 人 全 体 で 作 成 す る 附 属 明 細 書		作成状況																																																																																	
別紙3(①)	借入金明細書																																																																																		
別紙3(②)	寄附金収益明細書																																																																																		
別紙3(③)	補助金事業等収益明細書																																																																																		
別紙3(④)	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書																																																																																		
別紙3(⑤)	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書																																																																																		
別紙3(⑥)	基本金明細書																																																																																		
別紙3(⑦)	国庫補助金等特別積立金明細書																																																																																		
拠 点 区 分 で 作 成 す る 附 属 明 細 書		作成状況																																																																																	
別紙3(⑧)	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書																																																																																		
別紙3(⑨)	引当金明細書																																																																																		
別紙3(⑩)	拠点区分資金収支明細書(注1)																																																																																		
別紙3(⑪)	拠点区分事業活動明細書(注1)																																																																																		
別紙3(⑫)	積立金・積立資産明細書																																																																																		
別紙3(⑬)	サービス区分間繰入金明細書																																																																																		
別紙3(⑭)	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書																																																																																		
別紙3(⑮)	就労支援事業別事業活動明細書(注2)																																																																																		
(別紙3(⑮)-2)	就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)(注2)																																																																																		
別紙3(⑯)	就労支援事業製造原価明細書(注2)																																																																																		
(別紙3(⑯)-2)	就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)(注2)																																																																																		
別紙3(⑰)	就労支援事業販管費明細書(注2)																																																																																		
(別紙3(⑰)-2)	就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)(注2)																																																																																		
別紙3(⑱)	就労支援事業明細書(注2)																																																																																		
(別紙3(⑱)-2)	就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)(注2)																																																																																		
別紙3(⑲)	授産事業費用明細書																																																																																		

指 導 監 査 事 項					自主点検欄		
					適	不適	併該当
(注1)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の取扱い							
	介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点	子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点	左記以外の事業を実施する拠点	サービス区分が1つの拠点			
別紙3(⑩)	省略可	要作成	いずれか一方を省略可	どちらも省略可			
別紙3(⑪)	要作成	省略可					
介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を作成しなければなりません、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略することができます(運用上の取扱い26(2)ウ)。							
子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ごとの資金収支状況を把握する必要があるため拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))を作成しなければなりません、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成は省略することができます(運用上の取扱い26(2)ウ)。							
上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成しなければなりません、残る他方の明細書の作成を省略することができます。							
また、サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成を省略できます(運用上の取扱い26(2)ウ)。							
上記に従い、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))又は拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を省略する場合には、計算書類に対する注記(拠点区分用)「4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分」にその旨を記載しなければなりません(運用上の取扱い26(2)ウ)。							
(注2)就労支援事業に係る附属明細書(別紙3(⑮)から別紙(⑮-2)まで)の取扱い							
(ア)対象範囲について(運用上の取扱い26(2)エ(ア))							
就労支援事業の範囲は以下のとおりとされています。							
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援							
② 同法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型							
③ 同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型							
また、同法第5条第7項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成することができます。							
(イ)就労支援事業別事業活動明細書(別紙3(⑮)又は別紙3(⑮-2))について(運用上の取扱い26(2)エ(イ))							
就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算については、以下のとおりとされています。							
① 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合							
(就労支援事業販売原価)＝(期首製品(商品)棚卸高)+(当期就労支援事業製造原価)－(期末製品(商品)棚卸高)							
② 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合							
(就労支援事業販売原価)＝(期首製品(商品)棚卸高)+(当期就労支援事業仕入高)－(期末製品(商品)棚卸高)							

指 導 監 査 事 項					自主点検欄		
					適	不適	未該当
(ウ) 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書(別紙3(⑩)から別紙3(⑪-2))について(運用上の取扱い26(2)エ(ウ)) 就労支援事業別事業活動明細書の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、「就労支援事業製造原価明細書」(別紙3(⑩)又は別紙3(⑩-2))、「就労支援事業販管費明細書」(別紙3(⑪)又は別紙3(⑪-2))を作成しますが、その取扱いは以下のとおりとされています。 ①「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」については、就労支援事業 製造原価明細書に計上します。 また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導員等(以下「就労支援事業指導員等」という。)の給与及び退職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上することができます。 ②「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の販売のために 支出された費用」については、就労支援事業販管費明細書に計上します。 また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び退職給付費用 については、就労支援事業販管費明細書に計上することができます。 ③「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができます。 なお、この場合において、別紙3(⑩)又は別紙3(⑩-2)の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要となります。 (エ) 就労支援事業明細書(別紙3(⑫)又は別紙3(⑫-2))について(運用上の取扱い26(2)エ(エ)) サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が 5,000 万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原価明細書(別紙3(⑩)又は別紙3(⑩-2))」及び「就労支援事業販管費明細書(別紙3(⑪)又は別紙3(⑪-2))」の作成に替えて、「就労支援事業明細書(別紙3(⑫)又は別紙3(⑫-2))」を作成すれば足りることとされています。 この「就労支援事業明細書」上の「材料費」の計算については、(材料費)＝(期首材料棚卸高)＋(当期材料仕入高)－(期末材料棚卸高)とします。 なお、この場合において、資金収支計算書上は「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「就労支援事業販管費支出」を削除して作成するものとし、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとします。 また、別紙3(⑩)又は別紙3(⑩-2)の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとします。 また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することもできます。							
	多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合	左の場合において、別紙3(⑩)又は別紙3(⑩-2)及び別紙3(⑪)又は別紙3(⑪-2)の作業種別ごとの区分を省略したとき	サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合	左の場合において、作業種別ごとに区分することが困難な場合			
別紙3(⑩)	—	作業種別毎の区分は不要	—	作業種別毎の区分は省略可			
(別紙3(⑩-2))							
別紙3(⑪)	作業種別毎の区分は省略可	—	別紙3(⑪)又は別紙3(⑪-2)及び別紙3(⑫)又は別紙3(⑫-2)の作成に替えて、別紙3(⑬)又は別紙3(⑬-2)を作成すれば足りる。	—			
(別紙3(⑪-2))							
別紙3(⑫)							
(別紙3(⑫-2))	—		作成可	作業種別毎の区分は省略可			
別紙3(⑬)							
(別紙3(⑬-2))							

指 導 監 査 事 項		自主点検欄		
		適	不適	未該当
○附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していますか。 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり(会計省令第30条第2項)、附属明細書に係る勘定科目と金額は計算書類と整合していなければなりません。		☐	☐	
3 財産目録が法令に基づき適正に作成されていますか(会計省令第31条)。 ○財産目録の様式が通知に則していますか(会計省令第34条)。 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は運用上の取扱い別紙4において定められています。 記載上の留意事項については次のとおりです。なお、母子生活支援施設、婦人保護施設等の場所は公表することにより利用者の安全に支障を来す恐れがあるため、これらの場所が記載された財産目録を公表する場合は取扱いに留意する必要があります。 ・ 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載していますか。 ・ 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載していますか。 ・ 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致するようにしていますか。 ・ 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載していますか。 ・ なお、負債については、「使用目的等」欄の記載は不要です。 ・ 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になっていますか。 ・ 建物について、「取得年度」欄に取得年度が記載されていますか。 ・ 減価償却資産(有形固定資産に限る)について、「減価償却累計額」欄に、減価償却累計額が記載されていますか。 ・ ソフトウェアについて、「減価償却累計額」欄に、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額が記載されていますか。 ・ 車両運搬具の任意の1台について、会社名と車種が記載されていますか。 ○財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合していますか(会計省令第32条、第33条)。 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければなりません。 ・ 貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸借対照表と一致していますか。 ・ 各合計欄(流動資産合計、基本財産合計、その他の固定資産合計、固定資産合計、資産合計、流動負債合計、固定負債合計、負債合計、差引純資産)が、法人単位貸借対照表と一致していますか。 ・ 法人単位貸借対照表における勘定科目の金額を財産目録において拠点区分毎等に分けて記載した場合は、小計欄と一致していますか。 ○財産目録に係る基本財産の記載が定款の規定と整合していますか。 基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要があります。		☐	☐	☐

ご協力ありがとうございました。

指 導 監 査 事 項		自主点検欄																																			
		適	不適																																		
※以下は、会計監査人設置法人のみ記入してください I 法人運営 5 監事 ⇒運営管理5(3)1監事監査の状況に戻る (3)職務・義務 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計算関係書類等についての監事監査報告書の記載(規則第2条の31、第2条の40第2項)</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>監事の監査の方法及びその内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>監査報告を作成した日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定監事が特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の34、第2条の40第2項)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> I 法人運営 7 会計監査人 ⇒運営管理7会計監査人に戻る 1 会計監査人は定款の定めにより設置されていますか。 ○特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めていますか。 ○会計監査人の設置を定款で定めた法人は、会計監査人を設置していますか。 ○会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任していますか。 2 法令に定めるところにより選任されていますか。 ○評議員会の決議により適切に選任等がされていますか。 3 法令に定めるところにより会計監査を行っていますか。 ○省令に定めるところにより会計監査報告を作成していますか。 ○財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録していますか。				計算関係書類等についての監事監査報告書の記載(規則第2条の31、第2条の40第2項)		有	無	①	監事の監査の方法及びその内容			②	会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨)			③	重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)			④	会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項			⑤	監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由			⑥	監査報告を作成した日			特定監事が特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の34、第2条の40第2項)					
計算関係書類等についての監事監査報告書の記載(規則第2条の31、第2条の40第2項)		有	無																																		
①	監事の監査の方法及びその内容																																				
②	会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨)																																				
③	重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)																																				
④	会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項																																				
⑤	監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由																																				
⑥	監査報告を作成した日																																				
特定監事が特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類等についての監査報告の内容を通知した日(規則第2条の34、第2条の40第2項)																																					

別紙② 会計責任者等

会計責任者等

[⇒会計管理\(リンク元\)に戻る。](#)

	拠点(サービス)区分	職 名	氏 名	辞 令 交 付 年 月 日
統 括 会 計 責 任 者	—			
会 計 責 任 者				
出 納 職 員				
予 算 管 理 責 任 者				
小 口 現 金 取 扱 者				
固 定 資 産 管 理 責 任 者				
契 約 担 当 者				
内 部 監 査 人				

小口現金の状況

[⇒会計管理\(リンク元\)に戻る。](#)

小口現金取扱制度の有無		() 拠点区分	(拠点・サービス)区分ごとの限度額	円
			1件当たりの限度額	円
		() 拠点区分	(拠点・サービス)区分ごとの限度額	円
			1件当たりの限度額	円

会計事務所

会計業務委託の有無			
会計業務委託先			
所在地			
担当者氏名		連絡先(電話番号)	
委託業務の内容	会計伝票の作成		
	各種元帳等の帳簿への記帳(入力)業務		
	決算修正仕訳を含めた決算書作成業務		
	その他	•	
		•	
		•	

評議員会開催状況 (令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)

会計年度	招集通知発出日	通知の省略※1	評議員 出席者数／現員数	議 題	欠席者 氏 名	備考 ※2
	開催日	決議の省略※1				
	年 月 日		／			
	年 月 日					
	年 月 日		／			
	年 月 日					
	年 月 日		／			
	年 月 日					
	年 月 日		／			
	年 月 日					
	年 月 日		／			
	年 月 日					
	年 月 日		／			
	年 月 日					
	年 月 日		／			
	年 月 日					

(※1)「通知の省略/決議の省略」欄は、該当する場合に省略と記載すること(該当しない場合は空欄)。
(※2)「備考」欄には、評議員会を欠席した評議員について、欠席理由を記入すること。

理事会開催状況（令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで）

会計年度	招集通知発出日	通知の省略 ※1	理事 出席者数／現員数	議 題 ※2	欠席者 氏 名	備考 ※3
	開催日	決議の省略 ※1	監事 出席者数／現員数			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			
	年 月 日		/			

(※1) 「通知の省略/決議の省略」欄は、該当する場合に省略と記載すること(該当しない場合は空欄)。
(※2) 理事長及び業務執行理事が理事会において職務の執行状況の報告を行った場合、その旨を当該理事会の「議題」欄に記載すること。
(※3) 「備考」欄には、理事会を欠席した役員について、欠席理由を記入すること。

別紙⑤

[⇒運営管理\(リンク元\)に戻る。](#) [⇒参照\(理事会決議一覧\)](#)

借入金の状況(令和3年度決算)

借入先				
借入年月日				
借入金額(当初)				
期末借入残高				
約定年金利				
償還期限				
当期償還金額(元金)				
当期償還金額(利子)				
借入の目的				
償還財源				
担保物件				
理事会承認年月日				
独立した議案となっているか				
償還遅延の有無				
遅延のある場合の理由				

議案にしなかった案件(令和3年4月1日～事前提出資料提出日の前日まで)

[illegible][illegible]